

決 算 特 別 委 員 会

日 時 令和6年9月18日(水) 午前9時57分

会 場 本庁舎 第3会議室

委 員 10名

池 辺 己実夫

高 嶋 基 樹

黒 木 のぶ子

須 藤 京 子

山 本 伸 子

伊 藤 裕 一

鈴 木 勝 利

大 森 和 夫

塚 原 正 彦

加 藤 政 之

欠 席 1名

小 松 崎 伸

説明員

市 長

副 市 長

教 育 長

市 長 公 室 長

経 営 企 画 部 長

総 務 部 長

市 民 部 長

保 健 福 祉 部 長

環 境 経 済 部 長

建 設 部 長

教 育 部 長

議 会 事 務 局 長

会 計 管 理 者

市 長 公 室 次 長 兼 秘 書 課 長

営 業 戦 略 課 長

広 報 広 聴 課 長

沼 田 和 利

鷹 羽 伸 一

川 村 始 子

飯 野 喜 行

糸 賀 修

野 口 克 己

吉 田 茂 男

渡 辺 恭 子

二 野 屏 公 司

長 谷 川 啓 一

小 川 茂 生

大 里 明 子

関 達 彦

稲 葉 健 一

池 田 祐 介

山 口 功

経営企画部次長兼政策企画課長
財 政 課 長
デジタル推進課長
総務部次長兼人事課長
総務部次長兼契約検査課長
総 務 課 長
管 財 課 長
税 務 課 長
収 納 課 長
市民部次長兼市民活動課長
総 合 窓 口 課 長
地 域 安 全 課 長
防 災 課 長
教育委員会次長兼教育総務課長
教育委員会次長兼スポーツ推進課長
教 育 施 設 課 長
教 育 支 援 課 長
生 涯 学 習 課 長
中 央 図 書 館 長
保健福祉部次長兼社会福祉課長
保健福祉部次長兼医療年金課長
障がい福祉課長
保 育 課 長
高 齢 福 祉 課 長
こども家庭課長
健康づくり推進課長
環境経済部次長
環境経済部次長兼廃棄物対策課長
未 来 創 造 課 長
文化財・シャトー活用推進室長
農 業 政 策 課 長
環 境 政 策 課 長
建 設 部 次 長
都 市 計 画 課 長
空 家 対 策 課 長
建 築 住 宅 課 長

淀 川 欽 市
池 邊 喬 一
大 町 泰 介
石 野 尚 生
門 倉 史 明
橋 本 円
小 林 浩 子
晝 田 典 義
大和田 伸 一
斎 藤 正 浩
橋 本 早 苗
齊 藤 孝 順
北 澤 徹
吉 田 充 生
高 橋 頼 輝
北 島 道 夫
柴 山 信 一
糸 賀 珠 絵
山 越 義 弘
石 塚 悟
宮 本 史 朗
富 田 香 織
児 玉 裕 子
久 米 健 一
長 江 弘 美
野 口 信 子
藤 木 光 二
岩 瀬 義 幸
椎 名 弘 文
木 本 拳 周
後 藤 勇 雄
飯 島 敦 子
野 島 正 弘
飯 島 章 友
柴 田 賢 治
中 山 晋 一 郎

道路整備課長
下水道課長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長
庶務議事課長

加藤大典
田仲俊久
本多 聡
榎本友好
飯田晴男

書 記
書 記
書 記

滝本 仁
椎名紗央里
田上洋子

令和6年第3回牛久市議会定例会決算特別委員会審議日程表

付託案件名 認定第1号 令和5年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について		
月 日 等	部 課 等 名	審 議 項 目
9月18日(水) 午前10時～ 第3会議室	環境経済部 建設部 農業委員会事務局 監査委員・事務局	令和5年度牛久市一般会計歳入歳出決算中 ・環境経済部、建設部等所管の歳入 ・環境経済部、建設部等所管の歳出 (令和5年度課別事務事業一覧参照)
	保健福祉部 監査委員・事務局	・令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 ・令和5年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出決算 ・令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
	環境経済部 建設部 監査委員・事務局	・令和5年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出決算 ・令和5年度牛久市下水道事業会計歳入歳出決算

午前9時57分開会

○池辺委員長 皆さんおはようございます。

少し定刻前ですが、皆さんおそろいなので、始めさせていただきます。

まず、最初に、先日は、決算特別委員会の現地視察、お忙しい中、時間を割いていただき、詳しい説明、本当にありがとうございました。

本日は、そういうのもしっかりと踏まえてしていきますので、よろしくお願いします。

小松崎委員より、欠席の届出がありました。

これより前回に引き続き決算特別委員会を開きます。

建設部より、令和5年度決算位置図（一般会計その1、その2）について配付の依頼がありましたので、これを許可し、サイドブックスのフォルダ定例会令和6年第3回定例会決算特別委員会、建設部提出資料（位置図）内に登載いたしました。

これより議事に入ります。

認定第1号、令和5年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

まず、環境経済部、建設部等所管について問題を供します。執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。環境経済部長。

○二野屏環境経済部長 おはようございます。環境経済部二野屏です。よろしくお願いいたします。

令和5年度環境経済部、農業委員会事務局、また今年度、環境経済部に移管されました旧創生プロジェクト推進課、文化芸術課の文化財に関わる事業の一般会計決算の概要について御説明させていただきます。

環境経済部、農業委員会事務局、今年度環境経済部に移管された事業の令和5年度の決算額といたしましては、歳入全体の決算額は、国県補助金、じんかい処理手数料、資源物の売りさばき料などの総額4億3,476万円で、前年比94.8%となります。

歳出につきましては、執行額は22億1,474万円で、前年度決算額より2億7,988万円の減額となり、前年比88.8%となっております。

続きまして、各課の決算状況です。

初めに、環境政策課につきましては、歳入総額は3,129万円で、前年度と比較しますと673万円の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、浄化槽設置に対する国及び県からの補助金額が減額となったこととなります。

歳出につきましては、予算現額2億2,899万円に対し、執行済額は2億1,774万円で、前年度決算額と比較しますと2億877万円の減額となっています。主な減額理由は、原油価格物価高騰対策として実施いたしました住宅用LED照明等の買い替え費用助成事業が繰越し分を除き終了したことなどに伴う減額となります。

次に、廃棄物対策課につきましては、歳入総額が2億6,361万円で、前年度決算と比較しますと2,068万円の減額となっております。減額の主なものとしましては、じんかい手数料や回収資源売りさばき料の合計が前年度と比較して1,447万円の減額となっており、主な理

由となっております。

歳出につきましては、歳出総額が13億3,975万円で前年度と比較して6,074万円の減額となっております。こちらにつきましては、リサイクルプラザの空調更新工事が完了したことなどに伴う減額となります。

次に、農業政策課につきましては、歳入総額が2,574万円で、前年度に比べ1,558万円の減額となっております。減額の主な理由としましては、森林環境譲与税基金繰入金について、全額を基金に積み立てたことによるものです。

また、歳出につきましては1億2,590万円で、前年度に比べ1,535万円の増額となっております。主な増額理由としましては、物価高騰対策として認定農業者への支援を2回行ったことに伴う増額となります。

続きまして、今年度、未来創造課の所管となった事業について、昨年度の決算の概要につきまして御説明いたします。

まず、旧商工観光課につきましては、歳入総額は2,032万円で、前年度と比較しますと73万円の増となります。

歳出につきましては、歳出総額が2億7,920万円で、前年度比3,056万円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、ハートフルクーポン券事業において、後期分のプレミアム額を20%としたことが主な理由となります。

次に、旧創生プロジェクト推進課につきましては、歳入総額は8,099万円で、前年度と比較しますと1,399万円の増となります。増額の主な理由といたしましては、牛久都市開発への貸付金の償還額が増加したことによるものとなります。

歳出につきましては、歳出総額が1億8,278万円で、前年度比5,342万円の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、経営安定化補助金の支給を行わなかったこととなります。

次に、文化芸術課の文化財に関わる事業につきましては、歳入総額は、857万円で前年度と比較しますと431万円の増となります。増額の主な理由といたしましては、昨年度実施しました、国指定重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設保存活用計画策定に係る負担金の増によるものとなります。

歳出につきましては、歳出総額が5,551万円で、前年度比334万円の減額となっております。減額の主な理由につきましては、ワイン文化日本遺産協議会の負担金が減額になったことによるものとなります。

最後に、農業委員会につきましては、歳入総額が424万円で、前年度決算額と比較しますと18万円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、農地利用最適化交付金の増によるものとなります。

歳出につきましては、歳出総額1,387万円で、昨年と比較して50万円の増額となっております。増額の主な理由につきましては、農業委員等の改選に伴う備品消耗品等の増によるものとなります。

以上が令和5年度環境経済部等の一般会計決算の概要となります。

○池辺委員長 建設部長。

○長谷川建設部長 おはようございます。建設部長谷川です。よろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうから建設部の令和5年度一般会計決算概要につきまして御説明いたします。

歳出予算現額20億7,775万8,000円に対しまして、執行額17億9,393万7,493円で、執行率は86.34%でございます。前年度決算と比較いたしまして、予算現額で3億8,738万5,000円の減、執行額で2億8,927万6,282円の減額となりました。

また、年度内に完了が見込めない2億4,637万5,000円は翌年度に繰越しさせていただいております。

次に、歳入ですが、これらの事業を執行するため、国庫補助金、使用料及び手数料、繰入金など、歳入総額は4億877万9,327円でございます。

次に、各課における決算の概要につきまして御説明いたします。

初めに、道路整備課でございますが、歳入につきましては、国庫補助金、未利用地売却による土地売却収入、道路占用料など、歳入総額は3億5,124万円となっております。

歳出につきましては、予算現額10億8,496万円に対し、8億7,871万円を支出し、執行率80.99%となりました。

また、1億8,011万円を翌年度に繰越ししてございます。

主な事業でございますが、道路費維持費におきまして、舗装維持修繕計画に基づき、市道2990号線、通称カントリーライン、上柏田地内の市道4号線、道路舗装を計画的に実施するに、9,189万円、橋梁を維持管理するなどの駅東歩道橋塗装工事に4,701万円を支出いたしました。

道路新設改良費では、狹隘道路を拡幅整備する事業として、市道675号線、田宮町や、市道2435号線、トロッコ通りなどに2,934万円、また、都市防災推進事業として、市道517号線、松ヶ丘団地、市道1555号線さくら台の排水整備、こちら主にU字溝整備に1,174万円を支出いたしました。

次に、繰越し分の国土強靱化計画に基づく市道を整備するでは、市道52号線東下根地区、市道53号線南部地区、市道56号線小坂町など1億8,740万円を執行いたしました。

今後もインフラ施設の計画的な整備と適正な維持管理に努めてまいります。

次に、都市計画課でございますが、歳入総額1,210万円で、主な内訳は国庫補助金320万円、そのほか使用料、雑収入でございます。

歳出につきましては、予算現額4億3,273万円に対し、3億6,038万円を支出し、執行率は83.28%となります。

主な事業でございますが、都市計画総務費のうち、立地適正化計画改定事業やひたち野地区用途変更業務等の都市計画を適正に管理する事業として1,948万円、公園費のうち、公園緑地、街路樹を維持管理するや公園内の遊具更新工事など、公園費に5,967万円を、自然観察の森

などの森林公園費に6,584万円、また、牛久駅及びひたち野うしく駅のエスカレーター、エレベーターを安全に運転するなど、点検及び維持補修など、駅周辺整備費に6,730万円を支出いたしました。

次に、空家対策課ですが、歳出につきましては、予算現額681万円に対し633万円を支出いたしました。執行率は92.92%でございます。

引き続き、所有者への助言、指導、不存在物件への調査及びアンケート、無料相談会の実施、空家・空地バンクによる利活用の推進などを行い、空家等対策計画に基づき、空き家の発生抑制、利活用及び管理不全空家の解消に向けて取り組んでまいります。

続きまして、建築住宅課ですが、歳入総額4,542万円、主な歳入は、市営住宅の使用料及び開発行為等の手数料3,247万円、市営住宅の長寿命化に関わる国庫補助金893万円、木造耐震診断に関わる社会資本総合交付金8万5,000円などでございます。

歳出につきましては、予算現額4,736万円に対し4,262万円を支出し、執行率は89.99%となります。

主な事業ですが、市営住宅を維持管理するなどの項目で、神谷住宅7号棟、屋根外壁改修工事に1,386万円、神谷住宅6、7、8号棟の給水ポンプ交換工事に324万5,000円、住宅管理費に3,600万円、木造住宅の耐震化を支援する事業として17万1,600円を支出いたしました。

最後に、下水道課ですが、歳出予算5億587万円に対し、同額の5億587万円を支出し、執行率は100%でございます。内容としましては全額、公共下水道事業会計への繰出金として支出いたしました。

以上が建設部各課における決算の概要でございます。

また、冒頭、委員長より御案内がございましたが、道路整備課における事業箇所を示す令和5年度決算位置図（その1、その2）をサイドボックスに掲載いたしましたので、参考にいただければと思います。

説明は以上でございます。

○池辺委員長 環境経済部、建設部等所管について質疑のある方は御発言をお願いいたします。加藤委員。

○加藤委員 おはようございます。加藤です。よろしく申し上げます。

300ページの0106ハートフルクーポン券の事業補助金の内訳について聞きたいんですけども、こちら金額はプレミアム分なのか、それとも事務手数料などクーポン券の印刷などの諸経費が含まれているのか聞きたいです。

もう一つが、274ページの0102清掃工場を維持管理するの部分の光熱水費の電気料金が昨年比べて6,700万円ほど減額になっているんですけども、そちらの主な理由を伺います。

それと292ページ、すみません、292ページの0111物価高騰に対する認定農業者等の運営を支援する。こちら1,500万円の増額になっていると思うんですけども、昨年と比

べて、この認定農業者というものはどういうものなのか。ちょっと説明していただきたいのと。

ちょっと調べたら「認定の農業者は農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定する」と、調べたら書いてあったんですけども、こちらの認定方法と、どれぐらいの人数が申請しているのかと、認定している数をちょっと分かればお願いします。

○池辺委員長 未来創造課長。

○椎名未来創造課長 未来創造課椎名です。よろしくお願いします。

1つ目の御質問にお答えします。

まず、ハートフルクーポン事業の補助金の内訳ですが、こちらプレミア分の費用負担のほかには、ハートフルクーポン事業を行うに当たっての事務費を計上しています。事務費につきましては、具体的に申し上げますと、例えばハートフルクーポン券の券自体の印刷費ですとか、あとはパンフレット等の印刷費、あと、券を販売する際に、牛久市商工会のほうで臨時職員等雇った場合には、臨時職員の費用等も補助の対象となっています。

以上です。

○池辺委員長 環境経済部次長兼廃棄物対策課長。

○岩瀬環境経済部次長兼廃棄物対策課長 廃棄物対策課の岩瀬です。よろしくお願いいたします。

まず、クリーンセンターの電気量でございますけれども、使用料どれぐらい使ったかという料金じゃない量のほうですね。こちらのほうにつきましては、昨年度から量は少なくなっております。昨年、837万2,000キロワットを使ったものに対しまして、令和5年度は823万8,000キロワットということになっています。実際、これが下がった要因なんですけれども、まず、1キロワット当たりの電気料の単価というものが、昨年度、契約電気料の最終保証契約だとか、そういったものがございまして、いろいろと契約関係が変わっております。それと燃料調整費、そちら辺のところも昨年度に比べると大分下がったようなことになりまして、1キロワット当たりの単純な割算なんですけれども、こちら令和4年度につきましては、1キロワット当たり30.28円かかっていたものが、令和5年度につきましては22.64円という形で、大分お安くなっている。その結果が金額という形で現れてきています。それと使用料も下がった要因といたしましては、焼却炉のほうを2炉運転を計画している日数あるわけなんですけれども、こちらのほうがちょっと故障等によりまして、2炉運転ができなかった日にちが何日かございまして、その分の電気料も削減というか、使わなかった理由の要因の一つとなってございます。

以上になります。

○池辺委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 農業政策課後藤です。よろしくお願いいたします。

先ほど御質問いただきました物価高騰に対する認定農業者等運営を支援するの御質問にお答えいたします。

まず、1,500万円の増額理由につきましては、令和4年度は認定農業者への支援ということで20万円の支援をしてございますけれども、こちらのほうが4年度は1回しか行っておりませ

ん。令和5年度につきましては2回行ってございます。7月から10月の間、それから2月から3月の間に、同じく認定農業者に対して20万円の補助を行ったことによる増額となっております。

また、農業経営基盤強化促進法の基本構想に示された牛久市の目標でございますけれども、牛久市農業基本構想に定めてございますが、農業経営の目標として、牛久市の場合は、年収580万円前後、それから年間労働時間数を2,000時間程度に向けて自らの創意工夫に基づき、経営の改善を求めようとする計画を市町村、牛久市に提出して認定を受けたものが認定農業者ということで認定をしてございます。

現在、牛久市の認定農業者数につきましては74件の86人、うち法人数が4件、広域認定といたしまして、牛久市に住んでおられますけれども、周辺の市町村にも農地をお持ちで、市町村でも認定を受けておられる広域認定が4件の4人、うち法人件数が2件ということになってございます。

以上です。

○池辺委員長 加藤委員。

○加藤委員 ありがとうございます。了解しました。

○池辺委員長 ほかに質疑のある方、大森委員。

○大森委員 大森です。よろしくお願いします。

302ページで、0109シン・いばらきメシに参加というところで、補助金が325万4,000円を使って、牛久の代表も出ているというところで、その効果について伺います。

次に、同じ302ページで、市の観光協会の支援ということで、2つございますが、その補助金の考え方で、経済効果と行政的効果について、どう取り組んでいるか伺います。

次に、304ページ、0108牛久シャトー、令和5年度を見て、今後の方向性ですね、やはりレストランと売店だけの運営と数少ないイベントではちょっと収益がね、なかなか維持管理費も出ていないという現況で、今後、方向性をどう考えていくか伺います。

○池辺委員長 未来創造課長。

○椎名未来創造課長 ただいまの御質問にお答えします。

まず、シン・いばらきメシ総選挙の補助金についてです。

こちら補助金としましては、昨年の3月に、失礼しました昨年度の3月に、商工会青年部が実施するピザフェスタと同日開催で、今年の10月に茨城県で開催するシン・いばらきメシの牛久市の代表を決めるコンテストという形で事業実施をいたしました。補助金自体は、イベントを開催する経費として充当されているものですが、この効果としましては、まず、イベントを開催したことによって、牛久市民の方が牛久市内の事業者のことを知っていただく機会を設けられたと思っています。今回、一般料理部門とスイーツ部門で合計9社、出展をしていただきましたが、それぞれのお店が牛久市民であったり、イベントに来ていただいた市外の方からも認知していただくきっかけをつくれたのが1つだと思います。

あと、この後、10月に本選がありまして、牛久市から出店する事業者さんというのが、今1

0月に向けて準備をしておりますが、せっかく牛久市のコンテストで1番になったスイーツであったり、一般料理ですので、これから様々なイベントで販売をしていって、牛久市民ですとか、市外の方への周知を図っていきたいと思っています。

また、今回スイーツ部門では、アイスが1番になったんですが、そのアイスというのは、市内の幾つかの店舗でも販売を開始しておりますし、ふるさと納税の返礼品にも入れております。この後、様々な場面でその事業者さんも意欲をお持ちですので、県外のイベントですとか、そういったところにも出展を促していきたいというふうに考えています。

2点目が観光協会の補助金だったかと思います。

観光協会の補助金につきましては、市観光協会に対する補助金といばらき自慢の運営に対する補助金の2本立てになっております。

まず、観光協会の補助金につきましては、ちょっと繰り返しにはなりますが、観光協会として牛久市をPRする事業というものに取り組んでいます。特に今年からはなるべく牛久市外のイベントに積極的に参加をするように取組をしています。もちろん去年度も、例えばですが、山梨県であったり愛知県であったり、牛久市とゆかりのある自治体のイベントに積極的に進出をして、牛久の産品であったり、あとはそのイベントと合わせて牛久市のふるさと納税のパフレットを配ったり、そういった活動をしているところです。

いばらき自慢につきましては、もともと牛久駅のエスカード牛久ビルのところで、地元の産品等をPRする、販売するというのを目的につくられた店舗です。今、実際には牛久市内の産品だけではなくて、県外、例えば愛知県西尾市のお茶を売っていたり、あとは茨城県内の常陸那珂市でしたかね、の乾燥芋を販売したりしております。実際、いばらき自慢のほうは、補助金を支出しながら運営している形にはなっておりますが、毎年売上げの総額自体は上がってきておまして、売上げの総額が上がってきたことを事業実施主体である牛久都市開発に確認するところでは、徐々に認知度が高まってきたということと、今、牛久都市開発としても、エスカードの外でいばらき自慢が販売することができないかということを検討していますので、これからいばらき自慢として、市内のイベントですとか、遠くまでというわけにはいかないと思いますが、近隣のイベント等にも出展する方向で検討しているところです。

以上です。

○池辺委員長 文化財・シャトー活用推進室長。

○木本文化財・シャトー活用推進室長 大森議員の質問にお答えさせていただきます。

牛久シャトーの営業活動の方向性につきましては、今年度から、議員御指摘のとおり、ショップとレストランとイベント等だけでは、なかなか思うような収益を上げられないということで、春先にほかの市町村で開催されるイベントのほうに参加したり、あとは5月に、ゴールデンウィークでは自社でイベントを企画して開催したり、あとは、先月、遊休施設であった旧ラ・テラス・ドゥ・オエノンでビアホールを実施したりと、これまでなかった自主的な営業活動を強化することによって今現在、収益を上げられるような試みを図っているところでございます。

○池辺委員長 大森委員。

○大森委員 ありがとうございます。

シャトーのところで、今年の8月はね、週3日ビアホールとかいろいろ好評だったとは伺いましたけれども、やはりまだまだね、週3日も少ないと思いますし、結構バーベキューはファミリーに人気で、数年前はそういう地元のバンドが出たり、結構盛況だったような気がしますし、以前は花見のイベントがたくさんあったりして、この間、コロナもあって、いろいろと不遇の時期もあったかと思いますが、よりそういうものも創意工夫して営業収益拡大のために頑張っていたきたいと思います。これは要望で、回答は結構です。ありがとうございました。

○池辺委員長 ほかにございますか。伊藤委員。

○伊藤委員 268ページ、環境基本計画を策定するにつきまして、本定例会でも関連する請願が出ておりますけれども、地球温暖化ガスの削減目標、環境基本計画に関連する牛久市地球温暖化対策実行計画では、2030年度までに、2013年度比33.3%削減目標となっておりますが、まだ計画期間の途中ではありますが、今現在どれくらい削減できているのかという測定はしているのかどうかについて確認をしたいと思います。

また、296ページ、里山の再生を進めるの中の森林環境譲与税基金積立金、こちらは過去には、自然観察の森の木育家具等に使われていたようでありまして、積立てをした上でどのような目的に使うことを想定されているのか伺いたいと思います。

以上、2点となります。

○池辺委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 環境政策課飯島です。よろしくお願いいたします。

牛久市地球温暖化対策実行計画につきましては、2030年度までに、2013年度比33.3%削減という目標で掲げております。現在、削減量というのは、こちらへ計算して出しているんですけれども、実際、国からの統計情報が、現在、最新年度が令和3年度の実績となりまして、そちらを基に今現在集計中でございます、現在出している数値が令和2年度のものになっておりますので御了承いただければと思います。

令和2年度の市域全体の二酸化炭素の削減量につきまして2013年度が51万3,000トンCO₂なんです、令和2年度ですね、2020年度が52万3,000トンCO₂で1万トンCO₂増えている状況になっております。割合で言いますと、プラス1.9%となっております、こちら令和元年度につきましては、マイナス3.1%になっておりましたので、それに比べて増えている状況でございます。原因につきましては、部門別にも見ているんですが、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門廃棄物部門とございまして、こちら産業部門以外は全て令和元年度より排出量が減っている状況なんですね、産業部門のほうが大分、数字で言いますと、2万2,000トンCO₂ほど増えている状況でございます。こちら原因というのがなかなかつかめなところあるんですが、この産業部門の対象となるものが第一次産業と第二次産業なんですね、農林漁業ですとか、製造業、工業、建設業の生産活動を行うなどを対象として推計して出しているものなんです、こちらの排出量が増えている。こちらは省エネ設備の導入が遅れているですとか、そういった、あとはLED化等ですね、そういったもの、詳しくは私のほうもちょっと原因

等が分からないんですけれども、そういったものが進んでいないことにより増えてきてしまっているのかなってということが想定されます。

今後、こういった産業部門のCO₂の排出を減らすということで、各事業所等の再エネ設備、省エネ設備の導入に向けた補助金等を国や県で実施しておりますので、そういったものに応募できる条件となっているのが省エネ診断を実施する企業ということになっておりますので、その診断料を市のほうで補助しようということで、令和6年から補助制度を設けているんですが、実際のところはまだ1企業も応募がない状況でございます、こういった制度を改めて周知するとともに、省エネ再エネ設備導入に向けた取組を進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○池辺委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 里山の再生を進める森林環境譲与税積立金の使い道についてお答えいたします。

これまで森林環境譲与税につきましては、主に自然観察の森の間伐材を利用した木育のおもちゃの作成等に充当して使用してございました。令和5年度につきましては、充当できる事業費が少なかったために、財政課のほうと協議いたしまして、令和5年度については対象事業の精査、整理を行った上で、全額を一旦基金に積み立ててございます。今年度につきましては、さらに使途を拡大いたしまして牛久城址の城中環境整備事業、それから都市計画課所管事業の緑の補助金事業等に対象事業拡大をいたしてございます。

また、これまで同様、自然観察の森の事業等にも充当ということで考えてございまして、今後も森林環境譲与税の目的に沿った形で、幅広く充当していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○池辺委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 環境基本計画のところについては理解をいたしました。

里山の再生、森林環境譲与税の部分につきまして、やはり使い道がなかなか見つからないというのは、牛久市は森林の面積がそんなにないというところに原因があるのかどうか、その原因について伺いたいと思います。

○池辺委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 委員御指摘のとおり、森林環境譲与税、林業の振興であるとか、そういったものに幅広く使われるというような想定もされております。牛久市においては、林業をなりわいにされている方もおられませんし、なかなか林業分野で使うというのは大変厳しい状況でございます。一応森林環境譲与税の使途、目的といたしまして、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用ということで使途が提起されておりますので、今後も引き続き木材利用の促進、それから普及啓発等に充当していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○池辺委員長 黒木委員。

○黒木委員 270ページ、0103河川の水質を監視し調査分析するということなんですけれども、牛久の河川というのは4河川ぐらいあると思うんですけれども、これどこでということと、あと、令和5年度には何回ぐらいこの番号、水質分析等を行ったかということなんです。今、どうしても水稻の場合は除草剤を多くまくということなので、その季節というか、月ごとにその水質が違ふというようなことを聞いているんですけれども、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

それと同じページの0106飲用地下水を調査する、これはいまだに牛久町の地下水、井戸水を検査しているということで附属資料のほうにも出ていたんですけれども、これはいつ頃まで、ずっともうあそこは上水に替えたというような、何年か前にそのような記憶があるんですが、この辺については地下水であるからということでのずっと水質調査をしているのかどうか、その辺について、含まれている内容も少しずつよくなっているみたいなんです、この附属資料見ますとね、その辺についての所見を伺いたいと思います。

それとページ412、0133住井すゑさんのところですね。それと同じように414ページ、旧岡田小学校女化分校、この件に関しまして、一応女化分校の場合は国登録ということですし、住井すゑさんの場合、市指定ということなんです。昨年度、令和5年度の参加人数というか、見学人数ですね、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○池辺委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

まず、河川の水質を監視して調査分析する事業ですね、こちらについてお答えいたします。

牛久市内には霞ヶ浦水系の河川が全部で7か所、あと牛久沼水系が全部で4か所ありまして、全合計11か所ありますけれども、採水して水質検査していますところが全部で14か所ございます。小野川は毎月1回検査をしております、それ以外の河川につきましては、2か月に1回水質検査を実施しております。こちらの数値につきましては、やっぱり季節ごとですとか、あと雨が少なかったり、暑い日が続いたりということで、そういったところで値が変わってくるものもあるんですが、ほとんどの河川では、基準値以下で推移しております、大腸菌の数がその支流、小野川ですとか、小野川以外のところの河川、そういったところたまに柏田川ですとか、刈谷川等で、大腸菌の数が非常にちょっと増えてしまっている、数値が高くなってしまっているのが夏季、夏場ですとか、雨が少なくなるときに発生している状況がございます。こちらは年間通じてずっと今後も引き続き検査を実施して、値の推移は確認してまいりたいと思っております。特に異常を示しているところは今のところ、あとはこちら異常値が出たことによって何か対策を取っているというところも特に今のところございません。

続きまして、井戸水の水質検査ですね、そちらにつきまして御説明させていただきます。

現在、久野町、桂町地内、こちら阿見町の吉原地区で地下水の汚染事案を受けて水質検査が始まっています。こちら出ている有害物質がアルキル水銀に汚染されていたということで、水銀や鉛やヒ素などが出ているということで、こちらは年2回モニタリング調査を実施しております。

桂町、久野町地内7地点を選定して井戸水の検査をしております。こちらは県南水道が入っていない地区でございますので、水道の切替えはしていないんですが、飲料水には適さないということで、購入して利用していただいているという状況でございます。

牛久町のモニタリングにつきましては、こちらに有機塩素系化合物による汚染が平成15年度に確認されまして、牛久町地内の井戸水の9地点を毎年2回モニタリング調査を実施しております。こちらにつきましては、既に県南水道に切替えをしていただいております、井戸水については、飲用以外の水まきですとか、そういったところに利用していただいている状況でございます。

以上です。

○池辺委員長 文化財・シャトー活用推進室長。

○木本文化財・シャトー活用推進室長 文化財・シャトー活用推進室長の木本です。

まず、令和5年度の住井すゑ文学館の来館者数なんですけれども、公開日時が火曜日から日曜日となっておりますが、全体で3,642名となっております。

続きまして、旧岡田小学校女化分校につきましては、管理人が勤務するのが火曜日と木曜日の2日間のみなんですけれども、菊まつりなどの効果もありまして、これはちょっと累計なんですけれども、推計なんですけれども約2,600人程度来場しているというふうな記録がございます。

以上です。

○池辺委員長 黒木委員。

○黒木委員 今、住井すゑさんのところのほうは、入場者数を増やすために学校の教科の中で取り入れて行かせているというような、それというのは水増しみたいな形での本当の純粋な一般の人が住井すゑさんのところに来ているという形ではないわけですね。それが、何ていうんですかね、そういうものがこれからもずっと、小学校、中学校の子供たちを一つの大義名分をつくって、それで参加させると、でも、一般の人たちについては、やっぱりリピーターが来るようなそういうような方向性を考えていただかないと、何か令和5年じゃなくて今度令和6年もあるし、次もあるということを考えましたときに、本当にこれからどんどんそういうものというのは老朽化、まして旧岡田小学校女化分校のところにつきましても、昭和14年に建てられて、取りあえず前々市長のときに、提案して建物がちょっとほぼほぼああいう建て方ですか、それを提案してやっていただいたんですけれども、もう老朽化が非常にひどくなって、取りあえず国へ登録ですか、国の登録という形になっているんですが、このまま、あんまり活用もないままに、まだ続けていくっていうことに対してと、どうしたものかなということとは決算の中でこれからやはり取捨選択しながらやっていかないと、こういうもの、まして今度新しく市指定の飯島家ですか、あそこも指定されているわけですから、そういうものについて、今後、やはり考えていただければというふうにいるんですが、これからどういうふうにしていきたいというふうに皆さんの考え、この決算を踏まえてということでお聞きしたいと思います。

それと奥原地区ですね、奥原地区のほうにアルキル水銀ということで、そこは公共の水道が入っていないということで、定期的に本当にこれは定期的にやっていただければと思いますが、01

06の飲用地下水を調査するというのは、もう既に上水ができていますから、それを地下水がどこかに流れているという危惧の中で、ずっと調査をしていくというふうな形なのかその辺の考え方をぜひお聞きしたいと思います。

以上です。

○池辺委員長 文化財・シャトー活用推進室長。

○木本文化財・シャトー活用推進室長 住井すゑ文学館の来館者数を増やす努力につきましては、昨年度も一昨年度に比べまして昨年度の来館者数が減少に転じたことから、今年度につきましては、開館後初めてのイベントを試験的に5月19日に民間の市民団体と共同で実施しました。当日は約100人のお客様にお越しいただきまして、住井すゑ文学館という空間に触れていただきましたけれども、来館者からは、定期的なイベントの開催等を望む声が多数あったことから、なるべく市としての経費をかけずに、場所貸しという形等を考えながら、民間の団体や企業の力をかりしてイベントの開催をできないか現在検討しているところでございます。

あと住井すゑ文学館につきましては、今、御指摘ありました学校の子供たちの見学場所という形で使っているというお話があったんですけれども、なかなか住井すゑ文学館の中まで、近くまでバスが入ってこられないということがありまして、なかなかその学校の子供たちの見学場所として使っていただけないというところが今ありまして、その点を今後どういうふうに改善していくかというのが課題になっていくのかなというふうに思います。

また、旧岡田小学校女化分校につきましても、こちらも基本的には地元の方たちに、地元で区民会館が隣にあることから、その区民会館と一体的な形によっての活用という形で先ほどお話ししましたとおり菊まつりとか、そういう地元のお祭りの空間として一緒に使っていただくことで極力経費をかけずにお客様を増やしていくことを現在は考えております。

以上です。

○池辺委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 奥原町ではなくて、今検査しているのが久野町と桂町なんですけれども、すみません、奥原地区と書いてありましたか、失礼しました。こちらの地区につきましては、今現在、最新の調査の結果ですと、一般細菌の項目で7地点のうち1件で基準が超過してしまっていて、そのほかの体に影響を及ぼすおそれのある物質につきましては、水道法に定める水質基準値以下にはなっているところでございます。こちら平成14年度から調査始まって、今現在に至っているんですが、今後につきましては今の現在一般細菌のみ検出されているということで、今のところ飲料には適さないということが継続しているところであるんですが、今後どうしていくかというのはちょっと地元の方とちょっと話していく必要があるかなとは考えております。

○池辺委員長 黒木委員。

○黒木委員 この文化財の住井すゑさん、旧岡田小学校女化分校、こういうものについては、本当に住井すゑさんの場合は社会派作家ということで、関心のある人はあるんでしょうけれども、全体としてのやはりその時代的な価値観というのが、だから、もし、そういうものに価値観を見いだすような人たちがリピーターとして何回も訪れて、にぎわいをというような形を再度、いろ

いろあそこにちょっと軽食ができるような場所を設置したらいいだろうとか、今までもいろいろ言われているわけなんですけれども、今後の方針として考えていただければと思います。

それと今このページ270の奥原地区の環境整備ということでのやはり飲料水に水銀が出るというのは非常に危惧しなければならないということで、ただ1件だけということなんで、そのところは全体、どうして井戸を掘り直すとか、そういうふうな考え方で、もしその井戸を掘るということであれば、このずっと水質調査をしなくても済むような何か対策というか、方策を考えたほうがいいのかというふうに思いますが、再度その辺、再度というか再三、その辺についての担当課のお考えをお聞きします。

○池辺委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

井戸水につきましてその地域一帯が汚染されているということで始まったものになりますので、私が違うところを説明しちゃったんですか。

○池辺委員長 暫時休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時53分開議

○池辺委員長 会議を再開いたします。

環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

久野町、桂町の井戸の汚染につきましては、阿見町の地下水汚染事案を受けて始まっておりまして、その地区に新しく井戸を掘ったとしても、やはりその地域一帯が汚染されている可能性があることから、必ずもう検査が必要なくなる、新しい井戸を掘ったからといって数値が基準値を超えるような数字が出ないとは限らないと思うんですね。なので、引き続き調査を続けていくのかということ、一般細菌の項目ということなので、体に害がある有害物質ではないですけども、そういったものが1件でも出ているということで引き続き調査をしていくのか、これぐらいであればもう調査しなくていいだろうという判断になるのかを今後協議していく必要があると思っています。

県南水道への切替えというのはこの地区が特に水道、工業団地とかには水道が引かれてきているんですけども、やっぱり一般家庭でこの久野町、桂町地区に引くというのは、県南水道のほうでもある程度世帯が集まらないと工事というものも元が取れないとやっぱり実施しないと思うので、そういったところは県南水道が引かれるのはちょっとなかなか難しいとか、時間がかかるかとは思いますが引き続きこの井戸の現状をどうしていくかの協議になると思います。

○池辺委員長 続きまして質疑のある方。塚原委員。

○塚原委員 昨日、途中で終わってしまいました。途中だったんですが、文化芸術課の所管のうちですね、昨年度までは、だから文化財関係で、シャトー関係も上がっているんですが、恐らくあれは重要文化財であり、何だ、日本遺産であるので恐らく社会教育法と文化財保護法の範疇で

業務をしなければいけないと思うんですけれども、そうすると日本遺産フェスタなどの文化庁観光場などの国のモデル事業として、あくまでも文化財の関わるモデル事業として、国から受けた事業支援分と、また牛久市もその文化財関係、社会教育法と文化財関係の範疇で、要するに文化教育費として支出した予算とそれから収益のような形でイベントでやった予算というのは全く違うと思いますので、その事業の区分けを教えてください。それが見えないと何をやっているかさっぱり分かりませんので、一体牛久市は、重要文化財の保存、保全それから借りているんですけれども、その文化の保護について、あるいはその教育普及活動についてどれぐらいお金を使っているのか教えてください。

それから住井すゑも先ほど出ていたんですけれども、飯島邸も含めてですが、資料の保存、それから収集整理をしていると思うので、それは恐らく牛久市からの支出ではなくて、どこかの科研費に相乗りしている形で、それも恐らく外の予算を取ってきている話なんで、その割合と牛久市が単独で一体この文化とか教育活動にどれだけお金を出したのか。その区分けを教えてください。

以上です。

○池辺委員長 文化財・シャトー活用推進室長。

○木本文化財・シャトー活用推進室長 文化財・シャトー活用推進室木本です。

まず1点目の日本遺産関連の外から取ってきている予算ということなんですけれども、まず、昨年度につきましては、国庫補助金を4本頂いております、一本が、これ繰越事業になります。令和4年度文化庁文化芸術振興事業費補助金ということで、令和6年度1月から2月にかけて茨城県のアンテナショップ等で実施した首都圏PR事業になります。総事業費が987万5,801円なんですけれども、これは甲州市の分も入っておりますので牛久市分に限って言いますと399万4,430円、うち国庫補助金が344万1,708円、これ補助定額になっておりますので、うち、牛久市が単独で出した、負担分が55万3,822円となっております。

続きまして、令和5年度の、令和6年2月開催の第3回牛久シャトー日本遺産フェアの開催につきましては、これに関わる経費としましては総事業費が977万3,720円、うち国庫補助金が645万5,000円、牛久市の協議会に牛久市の負担分としまして242万9,846円となっております。昨年度頂きました観光庁の関連事業としましては観光庁、観光再始動事業というものがございまして、こちらの総事業費が1,359万170円なんですけれども、うち牛久市分が977万3,720円、うち国庫補助金が645万5,000円、牛久市負担分が242万9,846円となっております。

続きまして、資料の保存整理等に関わる科研費等の外部からの外部資金につきましては、現在、令和4年、5年、6年度で科研費のほうを東海大学のほうで頂いております、住井すゑ文学館に所蔵されている資料の調査を3か年で計画的に行っております。科研費額としましては総額300万円で、1年100万円ずつ日本学術振興協議会のほうから頂いて調査のほうを実施している形となっております。

○池辺委員長 塚原委員。

○塚原委員 じゃあ資料の収集、保存整備は、牛久市は1銭も出してないということでもいいんですね。

○池辺委員長 文化財・シャトー活用推進室長。

○木本文化財・シャトー活用推進室長 調査に係る直接経費としましては昨年度等は雇用しておりました会計年度の学芸員の人件費ですとか、あとは資料の収集、保管に必要な消耗品等の購入はございます。そういう経費を積み上げていくと、牛久市がそういう資料の調査等にかけた経費というふうな形になるだろうと思うんですけども、すみません、ちょっと今手元に数字がないので後でお示しさせていただきたいというふうに思います。

○池辺委員長 塚原委員。

○塚原委員 分かりました。ありがとうございました。

○池辺委員長 続きまして、鈴木委員。

○鈴木委員 よろしくお願ひします。

決算書の262、0103飼犬を登録し狂犬病予防するというので、昨今、飼犬が逃げ出してというちょっとそういう出来事が相次いでいますけれども、現状につきましては認定附属資料の54ページ、事業別実績調書で理解はするんですが、これをちょっと、私もちょっと詳しいことよく分からないんですけども、予防注射の実施率というのは、何か大体70%前半ぐらいをずっとこう続いているような状況なんです。これ、予防注射というのはこれ義務なのか、それからそれに対して、もうこれを違反した場合は罰則があるかって、その辺のちょっと事情を教えてくださいたいと思います。

なかなかこの注射をされないというか、いろいろな事情はもちろんあるんでしょうけれども、これ20%、25、6%の方についてはされてないのでこの辺ってというのは、どのように対応しているのかもちょっと併せてお聞かせいただければと思います。

それから、決算書266ページ、0109のバイオマスタウン構想なんですが、この認定附属資料の58ページのほうの事業別実績調書、BDFの製造、消費、年々低下しております。その要因対策をちょっと教えていただければと思います。

3つ目は、決算書の302ページ牛久市観光協会を支援する認定附属資料の69ページで、事業別の実績調書の集客数、これ書いてあるんですけども、これどうやって調べたのかちょっと調査方法を教えていただいでよろしいですか。

以上、3点です。

○池辺委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 まず1つ目の飼犬を登録し狂犬病予防する事業についての御質問にお答えいたします。

まず、先日のボルゾイの逃走事件につきましては、皆さん御心配をおかけしまして申し訳ありませんでした。おかげさまで無事保護されまして、飼い主の元に戻りまして、飼い主の方も、お礼にいらっしゃいました。少しずつ元気を取り戻しているということで、以後、逃げないように気をつけますということでおっしゃっていました。

市内には、ボルゾイが今回逃げてしまったボルゾイ以外に5頭いまして、全部で6頭、ごめんなさい、6頭入れて7頭ですね、7頭います。そのほか特定犬もかなり秋田犬ですとかいますので、各飼い主の方には気をつけていただければと思っております。

以上、余談でした。すみません。

牛久市の狂犬病の予防注射、まず、義務づけられているかという点につきましては、狂犬病予防法の施行規則によりまして、飼い主が生後91日以上の子犬につきましては、毎年4月から6月の間に狂犬病の予防接種を受けさせなければならない、義務づけられております。こちらにつきましまして、義務づけられておりますので、牛久市のほうでも4月から6月の期間、4月の土日に4日間集合注射を実施させていただいております。そこで、接種数の約20%の方が集合注射で予防接種を受けていただいております。全体の接種率が実績調書にもありますように、令和5年度が75.5%、猶予、獣医師さんなどで病気などで狂犬病予防注射の接種が難しいと診断されたものの数を入れますと全体で81.3%ということで、8割を超えてはいるんですけれども、まだ全体の接種には至っていないということで、こちら全国の接種率が令和3年度のかな、こちら70.9%ということで、全国よりは高くなっているところで、全国で見ると茨城県が62.8%茨城県の接種率は62.8%とちょっと低い状況でして、全国で43位ということになっております。

茨城県内で見ますと牛久市は、接種率がいいほうでして、県内で10位ですね、これ令和元年度の値ですけれども、県内で10位、上位にはなっております。

近隣の市町村で見ますと河内町に次いで、この辺では2位の接種率になっております。接種していない飼い主さんには、毎年1回、11月ぐらいになるんですが、未接種の飼い主宛てに接種の依頼の通知を送っております。令和5年度につきましては1,251通、通知をしているところです。狂犬病予防法27条で、接種を受けさせない飼い主に20万円以下の罰金に処するという規定はあるんですけれども、現在までにその適用して請求をしたことはございません。

今後も広報などで、あとはSNSやホームページなどで、接種の啓発を引き続き行っていきたいと思っておりますのでございます。

続きまして、バイオマスタウン構想を運用する事業につきましてのBDFの製造量ですね。

こちらが年々低下している原因と対策についてということでございますが、こちらの実績調書にもありますように平成27年度から平成30年度にかけては大変多く製造しておりました。この理由につきましては、牛久市や土浦市でのコミュニティバス、そちらのほうの燃料として使用していただいておりますのが一番こちら、製造量が大きかった原因となっているんですけれども、こちらがやっぱりこの前のBDFというのが今は高品質化されているんですが、ちょっと品質があまりよくなかったというところもありまして、燃料を使っていた車両が故障が多くなってしまったりということがありまして、だんだん使用がなくなってきたということで、今現在はコミュニティバスには使用していない状況でございます。

その平成27年、28年度当時につきましては、公用車等でも、あと他市町村の公用車等、バスとか、トラック等で使用している車両の台数も当時は38台ほどあったんですが、今はやっぱ

り故障等が多くて、23台にまで減ってしまっている状況でございます。

今、また、減ってしまった要因として特に令和5年度が少なくなっているんですが、こちらにつきましては、福祉センターでBDFを利用して発電を行っているコージェネレーションシステムがあるんですがそちらが、令和5年度に故障してしまいまして、修理を終わるまでちょっとBDF、こちら保存がきかないものですので製造ストップしていたということもありまして、年度全体での製造量が少なくなっております。

今後につきましては、やはりBDFが高品質化しているとはいえ、やっぱりどうしても普通の軽油よりは故障の頻度というのが多くなっているという現状がございまして、今後はBDFを5%混ぜたB5軽油というものを、B5軽油を製造している拠点が稲敷市のほうにできまして、ある事業者さんがオープンさせまして、そちらに今現在、BDFを納入している状況でございます。そちらの販路が広がっていけば、BDFの供給も増えていくことが予想されているんですが、今現在、まだ本格的に供給は進んでいない状況ではございますが、B5軽油を利用させていただきますと、軽油と同じように問題なく燃料として利用できるということで、今後その事業所を介しまして配送会社とか、また、コミュニティバス、また、コミュニティバスの運営会社のほうにも今働きかけを行っているところでございまして、あとコンビニの配送会社、また、近隣の運送業を行っている会社等にも、その企業を通じて働きかけを行っていただいているところですので、今後広がっていけばいいと思っております。今年度の令和6年度の製造予定量は10万リットルを予定しているところでございます。

以上になります。

○池辺委員長 未来創造課長。

○椎名未来創造課長 ただいまの観光客数の調査についての御質問にお答えします。

それぞれ調査数値異なっておりまして、まず牛久シャトーにつきましては、四半期ごとに、各四半期で平日1日、日曜日1日、実際に牛久シャトーに来られた方の客数を調査しておりまして、それを基に1年間の来場者数というのを推計しているという形です。

2番目の牛久大仏につきましては、こちらは牛久大仏からの聞き取りによるものですが、実際にチケットを購入されて、中を拝観された方の数となっています。

3番目の河童の碑・雲魚亭につきましては、こちら担当課のほうで把握している数値を聞き取っております。

4番目アヤメ園につきましては、開花時期に、うちの職員のほうで撮影ですとか、開花状況を確認に行った際に、その都度、一定時間を来場者数何人というのをカウントしまして、そこから推計をしているものです。

かっぱ祭りにつきましては、最終的には実行委員会の判断での公表となりますが、とある基準時間の数から、基準時間の基準場所の人数から推計をしているものです。

最後、観光農園につきましては、こちら市内の2つの民間施設に実際に聞き取った数値をこちらに記載しております。

以上です。

○池辺委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 狂犬病予防に関しては、実際に注射をしていないというのがいるんですが、聞いたところ狂犬病って日本には今ないというような話も聞いたんですが、これ現実でも狂犬病に感染するとほぼ100%近く死亡に至るという話も聞いているんですが、これは現実、この狂犬病の予防注射をしないでいてもいいのかというのがちょっとよく分からないんですけども、罰則があるということで、これも適用されてないという話なんですけれども、これしなくても、狂犬病は日本には今そうしたウイルスとか、そういうのから、細菌なんですかね、ウイルスって何かちょっと分からないんですが、しなくても狂犬病にかかる犬はいないって理解してよしいのか、ちょっともし分かれば教えていただければと思います。

それから、バイオマスタウン構想なんですけど、今のBDFですか、稲敷市にあるB5軽油のほうでとお話があるんですけども、この将来的にも脱炭素化ということでどんどん進めているこの世の中、世界的な情勢の中で、BDF、木質ペレットも含めてなんでしょうけれども、どれだけこうした、これらはまだ二酸化炭素排出するような燃料だと思うんですけども、これが将来的にどういうふうな意義を持つのかちょっと私もよく分からないので、この軽油とか、こういうものを転換したらさらに二酸化炭素排出量は少なくなったとしても、今はもう本当に電氣化されていって、どんどん二酸化炭素そのものを削減していくという状況の中で、単なる二酸化炭素の排出量が少なくなるというだけでいいのかということ考えたときに、このバイオマスタウン構想そのものがどこを目指しているのかちょっとよく分からないので、牛久市として何を指して、行き着く先がどこなのかお話しいただければと思います。

それから最後に、牛久市観光協会支援する今の調査方法をお聞きしました。シャトーとか、大仏とか、これシャトーは実態調査、実際に調査したものと言うんですが、何かこうカメラか何かで見ていますかね、門に入っているところをちょっとよく分からないんですが、あとはちょっと聞き取りとかでアバウトな部分があるんですが、致し方ないとは思いますが、それではこの牛久市としてはこれそれぞれのこうした観光資源、集客数とあるんですが、目標値というのはあるのか。例えば、今年ここまでにするとか、5年後、10年後にはこれだけ集めていこうという、そうした具体的な目標値を持って取り組まれているのかということをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○池辺委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 まず、狂犬病ですね、感染する危険、かまれたら感染する可能性があるのかという御質問です。すみません、私も勉強不足でよく分かっておりませんで、今ちょっと調べてみたんですが、今、国内では、昭和29年、動物では昭和32年を最後に狂犬病の発生がありませんので、日本は狂犬病の発生のない国ですので、国内で犬にかまれても狂犬病発症の心配はありませんと書いてありますね。また、人から人への感染はしませんので感染が拡大することはありませんとなっております。犬以外も、犬をはじめとした動物を媒介とした感染ですと書いてあるので犬以外にもウイルスを持っている動物がいるというみたいです。狂犬病ウイルスを持つ

動物が人間の傷口をなめただけでも感染する可能性がありますということになっています。かまれるというよりもですね。2020年に、海外から帰国した方が感染していたということが報告されたということが出ています。

あと、バイオマスタウン構想の件なんですけれども、BDFやペレットを製造していくことでもちろん二酸化炭素の削減につながるということで、現在、平成26年度から実施、バイオマスタウン構想を掲げているところで、当初は菜種から油を作ったり、それ、ほかの廃棄物とかそういったところからも二酸化炭素の削減を目標としていろいろな取組を含めた構想となっていたところですが、今現在はBDFとペレットの製造のみに縮小されてきてしまっておりまして、この構想も10年間の期間で終了となっております、今、平成26年度からの構想の最終報告とともに次期構想の策定にも入る準備をしているところでございます。国の農林水産省のほうから令和8年度までには次期構想を考えてくださいということで通知、通達といたしますか依頼が来しておりますので、それまでには次期構想を考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○池辺委員長 未来創造課長。

○椎名未来創造課長 ただいまの御質問にお答えします。

まず、牛久シャトーの実際の調査ということですが、牛久シャトーの集客数、観光客数というのは、茨城県の観光動態調査に報告を行っておりまして、その中で拝観料等を取らない施設につきましては、四半期ごとに平日、休日、1日ずつの実数をカウントして、そこから推計するものというふうにされています。ですので、牛久シャトーにつきましては、実際にシルバー人材センターに業務委託をしております、シルバーの方が、朝9時から午後4時までの7時間、実際に牛久シャトーにいていただいて、牛久シャトーに訪れた方を実数でカウントしているという形です。

次に、観光客数の目標値というものがあるかという点ですが、我々のほうではそれぞれの観光施設で、経年で何人来たというのはもちろん数値として捉えております。実際に減少していれば何で減少しているんだろうかというのは、それは調査であったりとか、聞き取り等は行っております。

一方で、今御質問のあった目標値はあるかという点につきましては、実際、牛久市として正式に出している目標値というのは、まち・ひと・しごと総合戦略の中で、牛久シャトーと牛久大仏の目標値というのを定めてはおります。ただ、実際には、牛久シャトーのほうがおエノンが撤退して以降、集客数が減ったということと、おエノンが経営しているときと今の観光客動態調査の調査方法がそもそも違いますので、ここは大きく開きがありまして、まち・ひと・しごと総合戦略で定めている目標値というのはちょっと今現実とは違う数値になっているかなというふうに認識をしています。それ以外の目標値というのは特段定めておりません。

以上です。

○池辺委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 申し訳ないです。繰り返し申し訳ないんですけれども、今、狂犬病は日本の中にな

くて、かかるという今心配はないということなのですが、そうすると、これ狂犬病の注射をする理由って何なのかがちょっとよく分からないので、分かれば教えていただきたいということです。

それから観光資源、施設等の目標値、シャトーとか、こういうのがあるということですのでけれども、今後、観光を進めていく中で、例えばこうした観光地をつなげていって、それぞれ観光客を増やしていくというような全体的な考えがあると思うので、市としてこれそれぞれのそうした観光資源、施設にどれくらいの集客を見込んで進めていくかということも大事な視点になってくるんじゃないかなと考えるんですが、そういうふうな具体的な数値目標を決めながら進めていくというお考えがあるのかどうかをちょっとお聞きできればと思います。

以上です。

○池辺委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

狂犬病は、一度発症するとほぼ100%死亡するという恐ろしい病気ということですね。日本には今ありませんが、アジアを含む世界のほとんどの地域では依然として狂犬病が発生しているということで、こちら日本でも輸入感染の危険があるということで、狂犬病ワクチンは接種しましょうということでこちら言われております。

以上です。

すみません、あと義務づけ、先ほど言いましたけれども、狂犬病予防法で義務づけとなっているので、今国の法律に基づいて義務、必ずやらなければならないということですね。付け足しません。すみません。

○池辺委員長 未来創造課長。

○椎名未来創造課長 再度の御質問にお答えします。

目標値ということの御質問ですが、こちら庁内でもちょっと検討してまいります。実際には数値を把握しているのが民間施設であるケースもありますので、民間事業者との協議も必要ですし、直ちにとすることはできないかもしれませんが、ちょっと検討してまいりたいと思います。

あと、動向としましては、牛久大仏も実際、コロナ禍で、令和2年度に観光客の数が著しく落ち込みまして、令和2年、3年というのは、令和2年ですね、令和元年度の半分の数値まで落ちています。そこから今回復してきている状況にはあるので、そういったところも踏まえて、ちょっと今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○池辺委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は11時35分にいたします。よろしく願いいたします。

午前11時26分休憩

午前11時35分開議

○池辺委員長 それでは、会議を再開いたします。

山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願ひいたします。

3問ですね、まず全体なんですけれども、電気料金なんですけれども、全体的に予算より決算のほうが随分、電気料金のほう下がっている印象を受けました。確か最終保障制度ですか、それから東京電力エナジーパートナーですか、になったということで、ここら辺の影響があるのかなと感じたところなんですけれども、その辺ですね全体に予算より決算額が変化したその金額をお示しいただきたいと思います。

それから次412ページの先ほども出ました住井すゑ文学館なんですけれども、先ほど御答弁では入場者数が3,642名というお話だったんですが、入場者の入場券料というか、それが予算では30万円で、決算で12万9,000円ということは、ちょっとこの数字が合わないので、入館されてない方も含めての人数かと思うんですが、予算で30万円を見込んでいたところが決算では12万9,000円という、半数以下になってしまったというところでの担当課としてのその状況をどう考えていらっしゃるかというところをお伺ひしたいと思います。

そして264ページ、これも先ほど出ましたゼロカーボンシティということで、温暖化対策実行計画の部門別で、産業以外は減少傾向だというお話だったんですが、この部門別の中に吸収源ということで緑化とか緑地の保全というのがあると思います。ここら辺の実績値に対して2020年度の実績値があって、令和2年度はこの値がどれぐらいになっているのかですね。多分令和4年度市民の森籠田の森も解除になって、また森林とかを崩してメガソーラーができたり、太陽光ができたりという中では、あまり増えていく要素がちょっと見つけられないっていう印象がある中で、この吸収源というのもやはり大事な目標になるのかなと思いますので、その辺の数字と今の現状をお尋ねしたいと思います。

また、耕作放棄地もその中で目標値が示されていますので、その辺の数字についてお伺ひしたいと思います。

それから、この温暖化対策の中では、牛久市のエコオフィス行動計画というのがあったと思います。この中でやはり目標値が定められているんですけれども、直近の数字、この辺はどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

そして、環境基本計画の進捗ですね、環境審議会というところで協議が行われておると思うんですが、これがどれぐらいの頻度で、こういう審議が行われていて、先ほども同僚議員から出ましたこの33%の削減の目標値ですね、これに対してこの審議会のほうではどうしたどういった意見が出ているのかというところも含めてお尋ねしたいと思います。

以上、3点です。

○池辺委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 まず、1つ目の電気料ですね、電気料の市役所で予算化している電気料の最終保障制度に加入していたときと、エナジーパートナーに切り替わってどのぐらい差額が出たかということで報告させていただきます。

まず、電気料金が、施設の所管課で予算計上しておりまして、当課の新エネルギー対策室の一括計上にはなっておりませんので、予算書全部ですね、電気料分を全部足して出した数字ですの

でもしかして間違ったらすみません。令和5年度の当初予算額で7億593万6,000円で、決算額が5億771万1,000円ということで、差引残額が1億9,822万5,000円ということで、2億円近く残っております。こちらはもともと最終保障制度からエネルギーパートナーに切り替わったときに、こちらの高圧の32か所、小中学校ですとか、クリーンセンターとかで高圧の電力を使っているところの計算なんですけど、パワーグリッドからエネルギーパートナーに切り替えたことによって、当初の予定より6,300万円ほど単価等が下がっております。基本料金等が下がったことによって少なく見積りがされたことになっておりまして、その予算額よりさらにこの決算額のように下がった理由としましては、施設使用料の多いクリーンセンターとか小中学校については、不測の事態に備えてかなり余裕を持って計上していたもので、そこから決算額も下がった。また、今回、国のほうで電気料金の激変緩和措置ということで、かなり燃料調整費の減額もされていることから、決算額も少なくなったと思われまます。

次に、ちょっと質問住井すゑさんの部分は飛ばして、ゼロカーボンシティーのまちづくりのほうに行ってしまうんですけども、地球温暖化対策実行計画の33.3%削減の数値目標の件につきまして、こちらやはり先ほど申し上げましたように、令和2年度の削減量が基準年度よりもプラス1.9%になってしまったということで、こちら引き続き、排出量の削減に向けて目標値の達成に向けて取り組んでいかなければならないと思っております。こちらにつきましては、請願等でも上がっておりますように、目標値を国の46%に合わせたほうがいいのではないかというお声もいただいておりますので、ただ、この現状を踏まえますと、現状とかけ離れている数値目標を設定しても、達成に向けて進むという意欲がなくなったりとか、現実的でもないということで、策定時の判断ではあるんですけども、現実的な実現可能な数値ということで33.3%ということで設定したものでございます。

今後、1回、環境基本計画の改定の時期に合わせて地球温暖化対策実行計画も2019年度ですかね、に改定しておりますので、2019年じゃない、ごめんなさい、2021年度に改定しておりますので、次回、2026年度の改定を予定しているところです。そこまでは、今、先ほども、山本委員がおっしゃったように、森林が減ってきている、籠田市民の森もなくなってしまったりということで、森林の吸収源、グリーンカーボン、そちらのほうの正確な数値、どのぐらい削減量が見込まれていたものが減ったかというその細かい数値までは出されていないんですけども、恐らく森林が減ってきているということで、排出量も思ったよりといいますか、想定よりも減らない、吸収されていないという現状があるかと思っておりますので、そういったもの、また、新たな算定項目、二酸化炭素排出の算定項目も増えてくるということも、国も今ブルーカーボンとか新たに算定項目に入れているところもありますので、そういったものも増えているということも想定されるので、令和8年度、2026年度の改定に向けて今は審議会でも目標値については協議していきたいと思っております。

審議会につきましては年1回今現状開催しているところでして、その場で地球温暖化対策実行計画の現状を何%現在削減しているとか、現状の取組の説明とかもさせていただいて、審議会の委員さんからの意見は、引き続き、今取り組んでいる事業を進めて、少しでも目標値の達成に向

けて取組を進めてくださいという意見が来ているといったところで特に目標値削減の改定について意見がなされたということは今まではございません。

耕作放棄地のというのは、耕作放棄地の目標値のほうはごめんなさい、ちょっと私も、載っていましたか。すみません、今ちょっと当初のバイオマスタウン構想の先ほど申し上げましたけれども、実施の事業が減ってきてしまっているという、今BDFとペレットの製造に限定してしまっているということでもありまして、その辺、ちょっと耕作放棄地の状況とかもこの中に取り入れているかというのはちょっと、あくまでも国の集計統計情報を基に算出しているものですので、国で定める算定方法に基づいて計数とかを掛けて出しているものですので、そういう細かいところまではちょっと把握してないんですけれども、今後の次期構想に向けて、ちょっとその目標値の見直しも含めて検討していきたいと思っております。

以上ですかね。

○池辺委員長 文化財・シャトー活用推進室長。

○木本文化財・シャトー活用推進室長 文化財・シャトー活用推進室木本です。

すみません、先ほどに塚原委員から御質問いただきました牛久市が文化財の調査研究にかけている費用の集計が終わりましたので、そちらを先にお答えさせていただきます。

牛久市が昨年度文化財の調査研究にかけた直接的な経費といたしましては835万1,000円となっております。うち、会計年度の学芸員等の人件費が611万3,000円という形となっております。

続きまして山本委員から今御質問いただきました住井すゑ文学館の歳入に関しての御質問については、令和4年度の一昨年度の入館者数が5,890人、うち、展示棟という有料施設有料部分の入館者が2,884人であったため、こちらの数値を参考に令和5年度の歳入としては30万円という形を設定させていただきました。

ただ、令和5年度の来館者数は、先ほどお答えさせていただきましたとおり、施設全体としましては3,642人、うち、展示等有料施設の御利用者は1,683人という形で、前年度をどちらでも下回るような数字となってしまったということで、こちらの原因につきましては、こちらで考えておりますのは、令和5年度にもコロナウイルス感染症の5類に移行されまして、お客様がお出かけになる場所の選択が広がったということと、あとは開館から3年が経過して、何ですかね大体お近くで興味があられる方は一通りいらっしやったのかなというところと、あと先ほどもちょっとお答えさせていただいたんですが、どうしてもこのバスが中に入らないので、お問合せいただいても、バスが近くまで来られないというお返事をさせていただくと、なかなか来館につながらないというようところがございます。そのような形で今年度は、有料施設、展示等のほうにもお客様が入っていただくようなイベント等も企画して入館者数の増を現在図っているところでございます。

以上です。

○池辺委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 申し訳ありません。1つ御質問、飛ばしてしまいました。

牛久エコオフィス行動計画ですね、その現状値、CO₂排出量の最新の数値ということでしたので、
だいておりました。

牛久エコオフィス行動計画は2026年度までに2020年度比18.7%にCO₂削減という目標値を設定しておきまして、こちらの最新の数値につきましては、現在令和5年度が集計中ということで令和4年度との比較でございます。こちら、エネルギー起源のCO₂削減量と非エネルギー起源のCO₂削減量ということで、こちらの削減量は市の事務事業の実施に伴うCO₂排出量ということで出しておきまして、市の事務事業の排出量がほとんどごみ処理に伴う排出ということで、こちら、非エネルギー起源というその廃プラスチックや合成繊維の焼却処理に伴い発生するCO₂というその非エネルギー起源の排出が、ごみの量が令和4年度が大幅に減少して、非エネルギー起源のCO₂の排出量が2020年度よりも、マイナス31.8%減っているという状況でございます。

エネルギー起源、電気とか、その他のエネルギー起源の排出量が、これはちょっと増えておきまして16.6%増えているということで、全体で見ますと20%の減少、2020年度比ですね、20%の減ということで目標値は達成はしているんですけども、でもこちら1年度だけの数値ですと、これが続いていかないとやはり達成とは言えないのではないかとということで、さらなる削減を意識した施策の展開は重要となるとは考えております。この数値が令和4年度の市全体のCO₂排出上の数値にもつながってまいりますので、また、令和4年度は、家庭へのLEDのクーポン券発行したことで、家庭の照明のLED化も進んでいるので、令和4年度はもしかすると大分、市全体も市の事業、エコオフィスのほうの数値もCO₂削減量が増えることは予想されております。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

まず、住井すゑさんのところなんですけれども、私も何回か、企画があれば伺ってはいるんですけども、やはり学芸員の方が中の展示を説明して下さりながら回っているというのは、とても興味深いし、何人かやはりいらっしゃっていたと思います。ああいう企画をやったり増やしながら、その都度その都度ちょっと内容を変えながらああいう形でやっていただくというのはいいんじゃないかなと思うんですね。やはりいらしている方に聞くと、バスで来ている方が多いとなると、やはりバス停からかなり歩かなきゃいけないということで、自販機みたいなものがないっていう、ちょっと飲物がね、事務所でお茶だけ売っているのかな、あるんですけども、やはりそういうちょっと足を運んでいらっしゃった方に、あそこで牛久沼の景色を見ながらちょっと休んでいただくような、そういう場所にもなるためには、もう少し工夫が要るのかなっていう気がします。沼を見ながらちょっと腰をおろすような椅子やテーブルもまだそんなに充実しているとは言えないし、そういうおもてなしという意味での住井すゑさんの資料も大事ですけども、一方でそういったものも必要じゃないかなというのを私は見ていて感じるころではあります。そこら辺のちょっとお考えというんですかね、伺いたいと思います。

それからエコオフィス行動計画なんですけれども、今伺って、非何だっけ、非エネルギー起源、

これがすごく減っているというのは、この廃プラスチックというのは、何かここら辺はどうしてそんなに減ったのか、ちょっとここら辺、詳しいところを教えてくださいたいと思います。

具体的に数字で言いますと、2020年実績値が2万117トン、2026年の目標値が1万6,356トン、そうすると、この令和4年度は何トンだったかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

あとは環境審議会で年1回そうやって基本計画の進捗状況というのをお話しいただいているという中で、今、その改定の46%という数字が出たんですけれども、こういった数字も審議会の中では話し合われているのかというところをちょっと確認したいと思います。

以上です。

○池辺委員長 文化財・シャトー活用推進室長。

○木本文化財・シャトー活用推進室長 文化財活用推進室木本です。

今御質問いただきました住井すゑ文学館の自販機等の設置につきましては、当初の実施設計等でも計画していたんですけれども、実際に事業者等と協議した結果、利用の自販機の設置の基準には満たないという形で、自販機の設置というのはできなかったということでございます。そういうことで来館者の飲物を買いたいというふうなお声をいただきましたので、昨年度からお茶の販売というのを夏季に限定して実施をしているところでございます。

休憩スペースの増設等につきましては、なかなか建物内での増設は難しいので、施設内で庭とか、そういう部分にベンチとか、そういうものは増やせないかっていうのをちょっと課内で検討して、少しずつそういうふうな形で、休憩スペースを少しずつ増やせるように努力はしていきたいというふうに考えております。

○池辺委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

非エネルギー起源で、廃プラスチックの排出量が減っている原因なんです、約10%減っているということで担当から聞いておまして、これの原因につきましては恐らくなんです、買い控えというのもあったのか、また、たまたまそのときに排出が減っているのか、また分別がされているのか、リサイクルされているのか、そのまま燃やしたものが排出になっていますので、燃やさないでリサイクルされているのかというようなことが原因かなということで、そんなことを担当と話していたところです。

あと、排出量ですね、山本委員おっしゃったのは非エネルギー起源の排出量でよろしかったでしょうか、合わせたものですね、失礼しました。私がちょっともらった資料だと、すみません、2020年度が2万8,961トンになっているんですが、ちょっと違いますよね。違いますね。エコオフィスで間違いありませんよね。第5期、失礼しました。

ちょっとその辺の計算方法がこちら変わったというのもちょうと書いてあるので、すみません何か計数が変わってき、国の算定マニュアルに基づき排出計数を排出段階から、家庭等から収集ステーションに排出された段階からの分析、組成分析結果を利用する場合、また焼却施設のピット中のごみ組成分析から利用する場合の2種類の方法があって、それを排出段階から変えた

いうふうになっていますので、もしかすると、排出量の計算方法が変わっている可能性がございます。すみません。2020年が2万8,961トンで、2022年度が2万3,180トンCO₂になっておりまして5,781トンCO₂削減となっております。

すみません、審議会のこともすみません、私、もう1回、御質問をちゃんと聞いてなくて申し訳ありません。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 今、その33.3%を国の46%にというお話も出ているというのは、審議会で出ているのか執行部のほうでそういう話が出ているのかというところをちょっと聞きたかったんですけれども。

○池辺委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 執行部、事務局のほうでというか、当課のほうで46%に数値目標を設定する必要があるかというのを今回、実は請願が上がってきたのをきっかけとしてちょっと話を始まったような状況でございまして、実は近隣の状況も調べましたところ、近隣はもう46%に設定しているところが多く、また、つくば市は18、土浦市は26ということで、ちょっと牛久市よりも少ない数値目標だったんですね。ただ、つくば市は先行区域に指定されたりしておりまして、新たな数値目標の改定を来年度中に46%にするということで今準備をしているという状況ということですし、土浦市も今年度中に46%に改定するというので、ホームページのほうには出ておりましたので、やっぱり46%にしていかなければと協議は必要になってくると思います。今回こういうきっかけがありましたので。ただ、やっぱりこの数値というのが、本当に国の計算方法により出しているだけで、厳密に詳細な実際の排出量が本当にそのとおりなのかというところ、細かいところというと、皆さんがレジ袋を辞退してエコバッグを使っていると何グラム、細かいところと言うと、つくるのに30グラムで、燃やすのに30グラムで、60グラム削減するんですね、レジ袋1枚使わないと。そういうのをエコバック、エコバックは何回か繰り返し使わないと削減にならない、そういうのを積み重ねて、そういうエネルギー以外のものでどのぐらい削減しているのかというのは実際分からないんですけれども、そういったものも、あとそういうのも含め新たな算定項目、牛久は海がないので、海があるところはブルーカーボンという海の海藻とかも二酸化炭素を吸収すると言われておりますので、そういったものが新たに国は算定項目として加えている。そういうのは、牛久はないですけれども、そういった別なもので新たに算定項目に加えられるものもあるのではないかとこのものも含めて、ちょっと数値の数値目標の見直しについては審議会等で協議していかなければならないと考えていますが、審議会ではまだそういった意見等はいただいている状況でございます。

○池辺委員長 山本委員、ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。よろしく願いいたします。

午後0時02分休憩

午後1時07分開議

○池辺委員長 皆さん、定刻より少し早いんですが、休憩前に引き続き会議をいたします。

まず初めに、環境政策課長より、発言を求められておりますので、それを許可します。

○飯島環境政策課長 環境政策課飯島です。失礼いたします。

先ほど午前中に御説明させていただきました中で、近隣市町村の二酸化炭素排出量の削減目標につきまして、つくば市と土浦市の目標値を逆に申し上げてしまいましたので、ここで申し訳ありませんでした。訂正させていただきます。

つくば市の削減目標値が2030年までに26%、土浦市が2030年度までに18%以上という目標値を現在掲げておりまして、つくば市につきましては、令和6年度から7年度にかけて見直しをして、46%以上という目標値に改定する予定ということでございます。それと土浦市につきましては2025年度に見直しを予定しているということでございます。訂正させていただきます。失礼いたしました。

○池辺委員長 それでは質疑に戻ります。須藤委員。

○須藤委員 それでは3点お願いします。

まず、276ページの清掃工場を維持管理するの14番の工事請負費ということで、令和5年度のこの工事の状況。

それから、クリーンセンター、ごみの焼却施設をどのように維持管理していくのかという10年後ぐらいにはそもそも建て替えが必要じゃないかというようなことが今後の中で広域での協議がされるという中で牛久のクリーンセンターの維持管理、長寿命化の計画として捉えられているのはどういうものであるのかという点についてお尋ねをいたします。

それから298ページの中小企業に資金融資の助成をするというところの2条の貸付金、預託金の件ですけれども、これは中小企業の金融保証というようなことで保証協会との、あと金融機関に預託金を預けるというところで、保証協会もそれに市町村の自治体の貸倒れがないように保証協会の保証をつけるというところで、ずっとこの預託金というのが、同等の少し若干増えているのかなというふうに思うんですけれども、この活用状況ですね。毎年どのくらいまで、この制度を利用しての融資が行われているのかと、それから保証協会が、それについて保証をつけるような事態は牛久市の中で発生しているのかという点も伺っていきます。

それから、412ページの先ほど来、出ている0133住井すゑ文学館を公開、活用するということでいろいろな質疑の中で分かりました。それでこの18番の施設管理のところですけども、この施設管理に当たって今行われているシルバー人材のほうに委託をしているというふうに思いますけれども、業務を発注しているというふうに思いますが、その有料の部分での施設管理だけではなく、その周辺の草木というのか、あそこの庭というのか、高木は違うのかもしれないので、その辺の施設整備、清掃というのかそういうような緑化の維持、そういうものも含めてやっているのか。この内容についてお示しをください。

○池辺委員長 環境経済部次長兼廃棄物対策課長。

○岩瀬環境経済部次長兼廃棄物対策課長 私のほうから、清掃工場の工事関係、そちらのほうにお答えさせていただきたいと思えます。

クリーンセンター、清掃工場のほうなんですけれども、令和5年度、工事した内容といたしましては、焼却炉、そちらのほうの集塵機だとか、無停電電源装置、停電になった場合に安全にシステムをシャットダウンできるだけの電力、予備電源といいますか、そちらのほうの更新工事とか、あとは排ガスの分析計の計器、そちらのほうの更新工事をやらせていただいております。実際にクリーンセンターのほうなんですけれども、かなり修繕、もしくは更新という形になると大きなお金がかかってしまいます。こちら年度をいきなりがつんと大きな金額というのはなかなか難しいところもございますので、修繕につきましても平準化を図るような形で、少しずつ出ます。

例えば焼却炉の1号炉をやったら今度は2号炉、次の年は3号炉だというような形で計画的に修繕をしているような状況になります。主なものといたしましては、クリーンセンター清掃工場の中でもやはり焼却炉、こちらに対する劣化というのがかなり大きなウエートを占めてございます。当然、焼却炉の耐熱関係だとか、そういったものが経年劣化によりまして剥がれてしまったりだとか、側のほう、ケーシングのほうなんですけれども、そういったものが老朽化によりまして穴が空いてしまったとか、そういったものを次々と補修をしましてやっているところであるんですけれども、やはり何回も溶接とかしている関係もございまして、どんどん強度自体も弱くなっています。そうなった場合に、今度また1から作り直そうというような形で、側だけの交換工事とか、そういうような形で、なるべくお金のかからない方法という形でやってございます。実際に、清掃工場のほうなんですけれども、令和15年までの稼働計画ということになってございます。これから例えば先ほど焼却炉というお話をさせていただきましたが、こちらのほうを新しく更新という形になってしまいますと、何十億、何百億円という形ですごく大きな感じでお金がかかってしまいますので、令和15年度までは、先ほどお話しさせていただいたような修繕を計画的にやりながら少しでもごみの量を削減させていただきまして、延命化のほうに努めながら、工場管理のほうをさせていただきたいと考えてございます。

以上になります。

○池辺委員長 文化財・シャトー活用推進室長。

○木本文化財・シャトー活用推進室長 文化財・シャトー活用推進室木本です。

住井すゑ文学館の維持管理の業務委託につきましては、先ほど委員からお話がありましたとおりシルバー人材センターのほうに管理のほうをお願いしております。その業務内容につきましては、大きく分けて2つございます。

1つが、施設維持管理業務になりまして、こちらは住井すゑ文学館及び敷地内、あと第2駐車場も含む清掃、芝刈、除草、ごみ拾い等の環境整備活動、また、施設内の樹木の低木の剪定、あと施設管理日報作成等が含まれております。

2つ目が住井すゑ文学館公開業務としまして、基本的には来館者の対応とか、来館者へのチケットの配布とか、施設の巡回、あとは職員が常駐しておりませんので、火災、地震等の緊急事態のときに避難誘導等の利用者の安全を図ることとか、あとは、先ほどちょっと御説明させていただいた科研等の調査がありますので、そのときのサポートとか、基本的には住井すゑ文学館の公開に関わる業務に基本携わっていただくことと大きく分けて2点がございます。

○池辺委員長 未来創造課長。

○椎名未来創造課長 中小企業の資金融資の助成についてお答えします。

まず、御質問いただきました預託金についてですが、こちらの預託金は、支出先は市内の金融機関になります。1行当たり500万円の掛ける4行分負担をしております、こちらは茨城県全体の債務総額から1行当たりの預託金というのが算出されまして、それを支出するという形になっています。ですので、牛久市だけが1行当たり500万円というわけではなくて、この中小企業の資金融資をやっている市町村は全て1行当たり500万円の預託をしています。この預託金については、この2,000万円の原資がそのまま融資に回るというわけではなくて、年度当初に2,000万円預託したものについては、年度末に全額金融機関から市のほうに返還がなされているものです。ですので、歳入のほうにもこの2,000万円というのはもちろん計上しております。

次に、御質問いただいたのが、保証料の補給関係で実行しているのかという御質問かと思いますが、保証料の補給については、この事業の中小企業金融保証料補助金2,500万円を支出しております、令和5年度だけで見ますと2,500万円を県信用保証協会に支出して、実際このうちおよそ1,700万円が保証料として保証協会から支出されています。

ただ、この保証料というのは、あくまで事業者が民間機関から融資を受ける際に払う保証料の一部分を協会側が補填しているという形になります。

以上です。

○池辺委員長 須藤委員。

○須藤委員 それでは、清掃工場のほうですけれども、一番この修繕、補修のほうでお金がかかるのは、やっぱり焼却炉の炉のれんが等の熱による劣化というところになると思うんですが、これ順次、これまでもここの補修というのはされていたというふうに、炉を休んで、全体のれんがの積み替えみたいなのをやっていたと思うんですけれども、大体その1炉当たり、3炉あって1つは休ませているという状況だというふうに思いますけれども、そうした運用の中で、1号炉、2号炉、3号炉、それぞれ次の補修に入るまでの期間というか、1炉当たりどのくらいの期間は補修とか必要ないのか、そういうのがあるのかどうかちょっと伺いたいというふうに思います。

それから、中小企業のほうの金融融資の件ですけれども、そうすると牛久市として、実質的に信用保証協会のほうに払っている部分についてのみ牛久市の支出があるというような形で、実際はそれぞれの市内の金融機関に預託している部分は、銀行さん等の判断により改正を行うということで、ここの部分は全然牛久市の負担は生じないということで理解してよろしいのか伺います。

それから、住井すゑ文学館のほうですけれども、今、施設全体の樹木等、ごみ清掃活動も含めた部分と公開業務のこの2本柱ということで、先ほど来、開館していてもあまり何ていうんですか、入場者数が少ないのはいかがなものかというような御意見もあったかというふうに思うんですけれども、いわゆるここに来ている方、シルバーの方々がそうした施設管理までやっているとすると、例えば、開館日を土日とか、祝日とかというようなことに限定するとしたら、それに合わせて施設内の清掃活動であるとか、そういうものもなくなってくるのか、これ仮定の話で、今

のようなやり方で来客数を増やしていく努力をするということで、これが事業として継続できるのか、その辺の判断をどういうふうにされているのかをちょっと伺いたいと思います。

○池辺委員長 環境経済部次長兼廃棄物対策課長。

○岩瀬環境経済部次長兼廃棄物対策課長 委員おっしゃるとおり、焼却炉に関することというのがやっぱりすごく修繕項目というか、金額も含めましてかなり大きなウエートを占めております。どれぐらいもつかという話なんですけれども、もう平成11年にクリーンセンターのほうが建てられましてもう25年たつような建物になりますので、当然、設備としてもかなり老朽化が進んでいる状況です。その状況を見ながら適宜、小さな修繕も含めましてやっているような状況になるんですけれども、今回も焼却炉の断熱の耐火物、そちらのほうにつきましても2号炉のほうの修繕をやらせていただきまして、約3,000万円ほど工事費としてかけさせていただいているような状況ではございます。それに伴いまして、先ほどお話ししましたけれども、繰り返しになって大変申し訳ないんですが、ケーシングといいまして燃やした後に出る灰、こちらのほうを集める集塵機のほうなんですけれども、こちらのほうもやはり焼却された熱を吸い込むような形になりますので、かなり傷みが早いです。こちらのほうは令和3年度から集中的に工事のほうをやらせていただくような形になりまして、こちらの集塵機につきましては、1つの焼却炉に対しまして2系統ある形になります。令和3年で1号炉の例えば右とか、次の令和4年度で1号炉の左というような形で、次々と年度を変えてやっているような状況でありますので、これはどれぐらい続くとなってしまうとちょっと何とも言えない部分ではあるんですけれども、なるべく稼働に影響させない、焼却関係でスムーズに円滑にできるような形での施設管理というのは引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

○池辺委員長 未来創造課長。

○椎名未来創造課長 お答えいたします。

市として実質的に牛久の支出がどういったものがあるかという点でお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり預託金というのは金融機関に払っております、こちらが実際に金融機関から事業者さんに負担される現金になるわけではないという認識です。その上で、自主金融を受けたいという事業者さんがいた場合の、貸付けに係る元金部分、この辺については、あくまで金融機関の通常のお金としては貸付金が当たると思います。手続をする上で、まず借入れをするときに、保証料というのが発生します。この保証料については、この予算科目でいうところの中小企業金融保証料補助金が当たっております、この保証料のお金の流れとしては、市から保証協会に支払って保証協会から金融機関に払われるという形になります。ですので、市が直接事業者さん、または金融機関に払っているものではありませんが、負担というふうに考えれば、実質的には市が負担している形になろうかなというふうに思います。

次に、借入れをされた事業者の方は、金融機関に返済する際に、元金と利子を返済されます。この利子の一部を牛久市では、決算書で下にあります利子補給補助金として支出をしております

ので、この部分も市が負担しているものになります。利子につきましても全額を負担しているわけではなくて、原則的には1%、ただし、貸付けの利率が2%以上の場合には2分の1の額を支出しております。こちらの支出先は金融機関から請求が来ますので、市としては金融機関に払う形になっています。

以上です。

○池辺委員長 文化財・シャトー活用推進室長。

○木本文化財・シャトー活用推進室長 住井すゑ文学館の開館日の限定等については、一応基本的に住井すゑ文学館というのは、社会教育法に基づく社会教育施設だというふうに考えておりますので、現段階においては入場者数が少ないからという理由で、開館日を限定するという事は担当としては考えておりませんが、経費が、コストがかかっていることについては担当としても理解しているので、どういう形でコストを削減してできるかというのを開館日を減らすというのも1つの方法だと思うんですけども、それ以外の削減できる方法について模索していきたいというふうに考えております。

○池辺委員長 須藤委員。

○須藤委員 清掃工場のほうですけれども、あそこのクリーンセンターが建ったときに、あの当時最新のいわゆる牛久市が単独で建てる事態に陥ったときに城取清掃工場のダイオキシン問題が、かなり重大問題ということで、それでは市町村どういうふうにごみ焼却するんだということで単独で実施ということになったと思うんですけども、そういう公害対策といいますか、そういう部分での劣化というのはやはり周辺にそうした有害物質が飛散しないようなそういう取組というのは、これは定期的な感じでやっぱりなされているのか、それとも工場設置されてからもうかなり年数たちますけれども、この間どういう取組がなされたのか、ちょっとその点について、確認をしたいと思います。

○池辺委員長 環境経済部次長兼廃棄物対策課長。

○岩瀬環境経済部次長兼廃棄物対策課長 当然、焼却すれば排気ガスという形で大気にも放出されます。いろいろところで環境に影響が出るということであるような状況ではこちらのほうでも分かってございまして、こちら測定というのは、項目ごとによって、ダイオキシンだったりとか、水質だとか、騒音だとか、いろいろところ幾つか、何十項目も測定項目というのがあるんですけども、これは毎年定期的に検査のほうは行っております。

検査結果についてもいづれにしましても、全て建設当初、奥原の地元の行政区さんとか、協議会さんとか、そういうところと公約した数字というのは超えるとか1回もございません。今も適正に処理はされているということになります。

以上です。

○池辺委員長 続いて、質疑のある方。どうでしょう。こちら大丈夫ですか。大森委員。

○大森委員 大森です。じゃあ取りあえず3点お願いします。

308ページ、0101道路施設を維持補修する1億4,298万4,000円、ここの委託料の中身と委託の方法ですね。

また、あと工事の請負で維持補修について伺います。

次に、310ページ、0107橋梁を維持管理する9,766万6,000円、義務づけられているとも聞きますが、全国的に橋梁の架け替え補修が社会問題にもなっておりますけれども、この調査の分析の内容と結果について教えていただきたいのと、市で管理する橋梁は幾つぐらいあるのか教えてください。

次に、324ページ、公園緑地街路樹を維持管理する、強風の影響で倒木による死亡事故も東京日野市で残念ながら発生しました。最近では樹木医も増えて樹木診断も多数行われておまして、国道、県道、市道、公園等々で、やっぱり20年、30年たつと大木になって、最近ですと中身が枯れているとか、一般的に公園とか道路関係は、なかなか深さが確保できないために根が十分に張っていない関係で急に倒れるというテレビの報道などもございます。牛久市での街路関係、公園関係樹木の点検について伺いたいと思います。

以上です。

○池辺委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課加藤です。よろしくお願いします。

1点目の道路施設を維持補修するの委託料の内訳ということなんですけれども、こちら道路整備課のほうで市内業者のほうと年間の協定を結んでおまして、その中で軽微な道路補修等のほうを実施しております。こちらの修繕のための委託ということで、年間約530か所ぐらいの補修を実施しておまして、そちらが約9,500万円の委託料として決算のほうの数字として上がっております。残りの部分としましては、路面清掃委託で、路肩のほうの清掃をこちらでも委託のほう契約しておまして、こちらが979万円ということで、年間の委託をしております。残りとして、復元、測量、境界の復元ですね、こちらのほうの測量等を実施しておるのがありまして、そちらが約150万円ということで、トータルで委託料等という形で、内訳のほうとしてはそういう形でやっております。

続きまして、もう一つですね、あと、維持補修工事、こちらのほうの内訳ということで、こちらにつきましては舗装のほうの修繕計画を立てておまして、その修繕計画にのっとって舗装のほうの修繕という形で実施しております。具体的な路線としては、2990号線、カントリーラインですとか、あと市道63号線、これ西大通りになりますね、こちらのほうですとか、あとは桂工業団地内の2473号線、あと愛和病院入り口の249号線、あと竹の台団地外周部分になります市道4号線、こちらのほうの路線の舗装修繕として実施しております。

2つ目のほうの橋梁維持管理するのほうなんですけれども、先ほど全国的に義務づけられているというお話あったと思うんですけれども、こちら5年に1回の法的な点検ということで実施が義務づけられておまして、そちらのほうを一部実施しております。令和5年度につきましては、一般橋、道路橋、こちら33橋のほう実施しておまして、いずれも診断結果としては1から4までの診断項目があるんですけれども、その中で3と4というのが、4であればもう架け替えの状態、3であれば修繕ないし架け替えの検討をするという形になっているんですけれども、市の今回の点検につきましては、いずれも1もしくは2ということで、軽微な補修と今後の経過

観察という状況の橋梁になっておりました。

全体の橋梁数ということで、市のほうで管理している橋梁数が66橋、あと歩道橋が3橋になりまして合わせて69橋が今現在、牛久市で管理している橋梁数というふうになっております。

以上です。

○池辺委員長 都市計画課長。

○飯島都市計画課長 都市計画課飯島です。よろしくお願いします。

先ほどの倒木の話がありましたけれども、倒木の診断というのは特に行っておりません。

ただ、都市計画課には作業員の方がいらっしゃるんですけど、公園ですとか、街路ですとか、草刈り等をやる時に目についたもの等を、そういったものを確認したり、また近所にお住まいの方が御自分の身近の木についてちょっと枯れているんじゃないかとか、そういうお声をいただいて、都市計画課の作業員なりが確認しに行つて、作業員でできるものであれば伐採、また無理なようであれば業者に頼むというような形で進めております。

以上です。

○池辺委員長 大森委員、大丈夫ですか。続きまして、伊藤委員、ありません。黒木委員。

○黒木委員 それでは、3点ほどお聞きしたいと思います。

空家・空地バンクの令和5年度の状況、本当に今どんどんお亡くなりになる人が多くて、知らず知らずのうちに空き家が出てくるということなので、その辺についてお伺いしたいと思います。

もう一つは、ページ272、0101の空き地の雑草除去を指導する、もう本当にこういう温暖化になりまして、もうあっという間に空き地の草が生い茂っている状況で、市民からやぶ蚊がすごく発生して困るというような苦情もあるわけなんですけれども、通常的には、これはあくまで地域の人たちが市のほうに申出て、それで地権者のほうに草刈りの除去の要請をした形でやるのか、それとも定期的に市のほうが当然、空き家であるところは周知しているわけですから、率先してやるのかその辺についてちょっと聞きたいと思います。

それと264ページ、0105うしくあみ斎場の運営を支援するなんですね、先ほど申しましたように、大変今お亡くなりになる人がいるんですが、炉が2つあるかなと思うんですけども、1週間以上だびに付すのに待たされているというようなのが三、四件ですか、私のほうに寄せられているんで、その辺についてどういう状況になっているのかということをお伺いしたいと思います。

以上、3点です。

○池辺委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 空家対策課の柴田です。よろしくお願いいたします。

現在の空き家のデータということで、空き家の管理数ということでございます。

適正管理されている空き家、こちら令和6年の7月なんですけど、現在551、管理不全の空き家64、所有者等が存在しない、あるいは調査中というものが14という形で今のところ把握をしております。

一応管理の空き家が500棟、管理不全が64、所有者不存在と調査中が14、この管理不全

の空き家についてはこちらのほうで状態を見に行きまして、通知文等を送って、管理のほうを促している状況でございます。

以上でございます。

○池辺委員長 環境政策課長。

○飯野環境政策課長 お答えいたします。

空き地の雑草につきましては、近隣の方から伸びてしまっていて困っている、また通学路ですとか道路を通行している方から、見通しが悪くなっている等の通報をいただきまして、相談をいただきましてから、担当が現地を確認しまして、写真を撮影して、その写真を添えて助言の通知ですね、適正管理のお願いということで所有者宛てに通知を行っております。

実績調書にもありますように、令和5年度につきましては相談件数259件、全部、写真を撮影して郵送しまして、1か月程度たってからまた再度、除草の状況を確認しまして、それでも刈っていなかった場合は、その後指導の通知を出します。その2回以上の通知の発送件数が50件、冬になりまして、さらにまだ除草されていないところは枯れ草になって火災の危険がありますので、消防署から指導の通知を発送していただく件数が25件となっております。

空き地の雑草につきましては、やっぱり相談があったときにその場所が空き家だった場合は、空家対策課のほうにお願いしまして、所有者に通知をしていただいているところでございます。

斎場の利用の火葬の日程が1週間とか先になってしまうという状況につきましては、どうしても火葬炉は全部で6炉ありまして、1時間ごとに2つずつ稼働して、掃除とかもありますので、1時間ごとに2つは予約が入るようになっていくんですけども、どうしても友引の後ですとかそういったところは予約がたくさん入ってしまったたりですとか、あとは式場の利用も併せて行う方は、家族葬の式場が1つしかなかったりすることで、ちょっと予約が取れないと、その家族葬式上が空いているときに火葬も合わせて予約されるということで、ちょっとどうしても延びてしまうといったことが原因になっていると思います。

○池辺委員長 黒木委員。

○黒木委員 家族葬というのも、うしくあみ斎場の中には家族葬儀場が1か所しかございませんけれども、市内には家族葬というのが何か所もできて、つくられておりますし、そういう面では、式場そのものよりも、炉が稼働しているのが2炉というか、そういう形で1週間以上も、今回も何か結構な時間を要しているということなんで、その辺について、どんなふうに、すぐにこういう真夏というのは、やはり腐敗というか何か早くね、やっぱりだびに付していただけるような形が一番最善かなあなんて思うんですけども、これはあくまで当家と何ていうんですかね、葬儀屋さんの話であって、あくまで市のほうは斎場の炉を貸すという形でしかないから、その辺は何とも言えないというふうな形でもよろしいのか、考え方でよろしいですかね。その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

それと空家・空地バンクなんですけれども、令和5年の9月11日から21日の10日間で100件を職員が回った中で、37件の空き家の予備軍があったというようなことが、この調査の中にありましたから、だから、こういう予備軍がちょっと10日間の間にこんな100件を歩い

た中で、37件もあるということは、これから先どんどんそういう空き家の予備軍というか空き家が、今、御答弁いただきましたように、管理が551件、管理不全が64件ということで、ほぼほぼ管理はされているとは言っても、建物のそもそもの建築の期間から考えて、それが管理不全のほうに移行するというのも考えられるんで、いろいろ市としては地権者というか、地主、家主さんとは折衝して改善をされているみたいなんですけれども、今後、そういう問題に直面したときに、やっぱり事前に住民に対しての周知で、空き家になる可能性があるならば、その辺の意向調査というか、アンケートというか、そういうものをぜひ取って、しっかりとした利活用についてもなるべく早いほうが、利活用もしやすいのかなというふうに思うんで、その辺につきまして再度お伺いしたいと思います。

以上です。

○池辺委員長 黒木委員、斎場の炉のお話ですけれども、これ、炉は2つ、いやいや違います、今2つを稼働していて、それは稼働をもっとしてください、それともそれができない場合は、もう市のほうで預かってくれることを聞きたいんですか、それを当家の問題、稼働しろということじゃあ要望するわけですね。よろしくお願いします。

環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

今、火葬の予約システムのところを見ているんですが、確かに予約いっぱい入っている日はあるんですけれども、全部満タンになっているところはないんですね。なので、葬儀会社さんが、例えばずっと毎日、葬儀が入っちゃっていて、ちょっと、また新たな方が亡くなって、もうちょっと待っていてもらっていいですかって遅くなっちゃっていたりとか、あと、御葬家さんの都合もあるでしょうし、満タンになってはいないので入れていただこうと思えば入れていただくことは可能なので、御都合もあるのかと思うんですけれども、それでももちろん、平均して月百三、四十件の火葬の予約が入るんですけれども、やっぱり夏場ですとか冬場は200件近い火葬になったりというのもあります。そういったときはやっぱり混み合ったりする場合がありますけれども、本当に1日、1時間ごとに2つ火葬が満タンになって、全部で12予約できるんですが、それが12埋まったということは今までも本当に何回、数回しかないと思いますので、入れようと思えば入れていただける状況ではございます。

腐敗のことなんですけれども、血とかを抜き取ってエンバーミングっていう処理をさせていただくというのが、やっぱり、夏場はあるんですけれども、中にこの前あったことでちょっと、余談になってしまうんですが、ある一定の葬儀会社がちょっといつも予約空いているのに先に入れて、1週間先とかに予約をしている業者があったんで、それはわざとエンバーミングさせたお金をもらいたいからやっているんじゃないかみたいな話もあったので、そこは葬儀会社に連絡して、空いていますからちゃんと適正なところには予約を入れてくださいって話はしたことがございます。

以上です。

○池辺委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 先ほどの御質問にお答えいたします。

空き家実態調査ということで附属資料のほうにも出させていただいておりますが、昨年度令和5年9月11日から21日ということで、これを対象に、市内100件ほど歩きました。これは、実は水道水の閉栓状況、おおむね1年間を止めている状況のデータをいただきまして、実際に職員が歩いて、外観等を見て、約100件を調べたところ、37件が、空き家ではないかなということで、候補をいただいて、そちらのものにつきましては、アンケートの送付を行っておりまして、実際使っているのか使っていないのかというものを送らせていただいて、例えば使っていないければ、空家バンクに登録しますとか、家族で今後使いたいとか、いろいろそういう統計は取ってございます。

それと、そういうものを含めてアンケートを送った際には、以前、ガイドブックというのをつくっておりまして、こちら空家ガイドブック、市内全戸配布したものを送ったり、昨年度、空き家にしないための我が家の終活ノートというものを新しく3,000部つくっていますので、そちらのほうも同封しながら、空き家にしないための施策を行っているところでございます。

以上です。

○池辺委員長 ほかに、今度はこちらございますか、塚原委員は大丈夫ですか。鈴木委員は。山本委員。

○山本委員 3点お願いいたします。272ページ、0101一般廃棄物を収集するというところですか。

認定附属資料だと64ページに詳しく載ってはいるんですけども、家庭系ごみとか委託ごみということで、令和4年度との比較が出ていますが、この環境基本計画の数値目標、ごめんなさい、ごみ処理基本計画、こちらの数値目標に照らしてこの数量というのがどういう状況なのかというところをお伺いしたいと思います。

それから、266ページ、先ほども出ました0109のバイオマスタウン構想のところなんですけれども、これも環境基本計画の中に数値目標があります。2020年度に対して2026年度になっているんですけども、今の直近の状況、数値目標に照らしてどれぐらいかというところをお伺いしたいと思います。

そしてBDFとペレットそれぞれに製造単価と販売単価があったと思います。以前伺ったときは販売単価よりも製造単価のほうの費用がかかっているという逆転した状況があったと思うんですけども、直近ではこの辺はどうなっているか伺います。

そして、次に、農業政策課です。288ページ、0102農業や漁業団体等の活動を支援する。この中の補助金、経営安定化補助金1,000万円、グリーンファームへの経営安定化の補助金だったと思います。これは補助金が支出されたことで、どれほど経営が安定化したのかこの補助金の使い道というところをお伺いしたいと思います。

以上3点です。

○池辺委員長 環境経済部次長兼廃棄物対策課長。

○岩瀬環境経済部次長兼廃棄物対策課長 基本計画の数値と現状のお話をさせていただきたいと

思います。

こちら目標値、令和12年度の数値になるんですけども、ごみの排出量全体で1人当たり850グラム、1日当たり出す目標ということで定めてございます。令和5年度の状況ではございますけれども、こちら全てのごみということであれば844.66グラムということになりますので、こちらのほう、全体というお話をさせていただければ、令和10年度の目標値としているものに対しまして、既にクリアされているというところはございます。ただ、こちらのほうにつきましては、家庭系ごみとか、家庭系資源ごみだとか、あと事業系のごみということで、幾つか項目分けがございまして、全体では先ほど言ったとおりクリアされているんですけども、家庭系ごみに関すること、あと事業系ごみに関することにつきましては、まだまだこの令和12年度の目標値というのは届いていない状況にございます。

とはいうものの実際に令和5年度と4年度を比較した場合に、家庭系ごみであれば、1人当たり1日の排出量なんですけれども、25.58グラムというのが削減効果として上がりました。これを令和12年度の目標値に照らしますと、残りが37.29グラムということで、もうちょっと頑張ればいけるかなという数字ではあるんですけども、ただ、こちらのほう、私どものほうで確かにごみは減量になっています。

ただ、この要因といたしましては、物価高騰による食料品とかの買い控えとかが大きな影響を与えているのではないかなということで見ている部分もございまして、先ほど37.29、令和12年度の目標値にまだ足りてないですよという話しをしましたが、それで削減、1年度で25グラムを達成しましたという話ですけども、そういった先ほど言ったような社会的な事情を考慮すれば、決して楽観視できるような数字ではないかなというふうに私どものほうは捉えてございます。

以上になります。

○池辺委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 バイオマスタウン構想を運用するの御質問にお答えいたします。

BDFとペレットの製造原価につきましては、現在BDF、まずBDFにつきましては、製造原価に対して販売単価が今現在、軽油と同価格で販売しているんですが、それを現状BDFの製造に係る経費で製造の原価を計算しますと、1リットル当たり、令和5年度で見ますと約500円の経費がかかっている状況にございます。

ペレットにつきましては、現在、年間120トンの契約で製造しているところですが、現在、販売単価が55円で行ってしまっていて、その製造の原価が約200円となっております。これはやっぱり製造量が増えていかないと原価というのも下がってまいりませんので、その辺の先ほどもお話ししましたようなBDFの販売拡大、そういったもの、あとペレットにつきましても販路の拡大ですとか、あとは製造する以外の方法、実際ペレットストーブですとか、空調にペレットも使っている状況でありますので、例えばなんですけど、販売に切り替えたらどうかとか、いろいろなパターンを検証しながら、ちょっと今後どうしていくか新しいバイオマスタウン構想の次期構想も策定を控えておりますので、そちらをいろいろな検証しながら、今後赤字をどう解消して

いくつか、どういうふうに製造を考えていくかというのを検討してまいりたいと考えております。
以上です。

○池辺委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 グリーンファームへの経営安定化補助金の御質問にお答えいたします。

昨年の9月末ぐらいの時点でグリーンファームのほうから、現金が底をついて運転資金に大変苦勞していると。農産物も高温によってかなり苦戦をしていて経営的に危ないということで12月の議会におきまして経営安定化補助金ということで御承認をいただいたわけでございます。昨年12月末の時点で、運転資金がほぼない状況に陥ってございまして、従業員の給料、また農業用資材の購入、それから、融資を受けた後の返済金などの支払いが滞る寸前の状態でございました。

この経営安定化補助金により、それらの危機的な状況を脱しまして、現金が入ってまいりましたので、新たな作物を作付けするための農業資材等を購入することができまして、また昨年度末から経営を安定化させるということでいろいろな手を打ってございすけれども、新社長の下さらに強力に、通常の経営に戻すことを第一に経営改善を進めてございまして、結果としてこの1,000万円があったことによりまして、令和5年度については黒字決算ではございましたけれども、これがなければ倒産も免れないような状況でございました。これによって今現在は、経営が安定しております、現金のほうも滞ることなく回ってございす。今年度につきましては、既に春大根、それからジャガイモの収穫が終わってございすけれども、こちらもかなり品質のいいものが取れたということで、経営のほうにもいい影響を与えているのかなというところでございす。

また、今ちょうどサツマイモを収穫しているところでございすけれども、そこら辺の単価が今後どうなるのか、7月の全員協議会のほうでもお話をしておりますけれども、一応黒字にはなかなか今年度においてもならないということで、それを補うために、少しでも補うために秋大根の面積を増やして収入を確保するというところでございすけれども、こちらも順調に生育はしておりますけれども、やはり秋大根については価格の変動が大きいということで、これも注視していかなければならない状況でございすけれども、昨年度と比較しますと、かなり経営の改善につながっておりますので、今現在においては、通常の経営状態に戻っているということで、これの経営安定化補助金によって通常の経営状態に戻ったという認識でおります。

以上です。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

廃棄物のほうでちょっと聞きたいんですけども、資源化率というのはたしかあったと思うんですけども、令和7年度20.5%、令和12年度が21.4%、この辺の数字、あと最終処分のこれ灰かな、これのトン数というのも分かれば教えていただきたいと思います。減量化に対しては本当に全体で850に対して844.6という数字なので、なかなかいい数字が出ているんだなというのは思いました。

家庭系のほう、これは令和7年度691.1、1日となっておりますけれども、この数字という

のは出ていますか、令和5年度、それが出ていけば教えていただきたいと思います。

そしてバイオマスタウンのほうは、環境基本計画の数値目標に対しては今どれぐらいなっているのかというところをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○池辺委員長 環境経済部次長兼廃棄物対策課長。

○岩瀬環境経済部次長兼廃棄物対策課長 まず、焼却灰のほうなんですけれども、こちらは令和5年度の排出量といたしましては約2,018トン焼却灰として排出してございます。

それと資源化率ということなんですけれども、当然、家庭系とか集積場とかで集められたごみとか、そういう不燃ごみも含めましてなんですけれども、回収してできるものは分別を工場内で種別をしてピックアップをして、できるものは全て資源化ということでやっているような状況ではございます。

ただ、こちらの資源化率というのは、ごみだけに該当するものではなくて、実は一部焼却灰、こちらについてもリサイクルをしている部分があります。焼却灰につきましては、通常埋立てということが連想されるかと思うんですけれども、そのほかにはリサイクルするために、熔融といましてまず溶かして、それで道路材とかの材料としてリサイクルをするというようなこともやっております。牛久市としても、そちらのほうにも回しているような状況になるんですけれども、こちらがやっぱりごみの排出量、燃焼関係によりまして、焼却灰の出る重量とかにも関わってきますので、必ずしも一定するものではないです。ですから、同じ量がリサイクルとして焼却灰もできるかという、それはまだ違う話になってしまう。

今、令和5年度なんですけれども、資源物自体の回収量も減っています。そういうこともございまして、リサイクル率というのは落ちてございまして、こちら令和5年度の状況になりますと、15.6%、そちらのほうは今、リサイクル率ということで、令和5年度につきましてはなっております。

以上になります。

○池辺委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

環境基本計画での数値目標につきましてはBDFの製造量が現状、令和4年度の実績値が4万5,770リットルで、失礼しました。計画の中での現状値が令和4年度の実績になっておりまして、目標値が令和8年度に年間12万リットルの製造が目標値になっています。

また、ペレットの製造量につきましては、現状値が令和4年で112.5トンのところ目標値が令和8年度で120トンとなっているんですが、現状、やはりBDFのほうちょっと令和5年度は3万7,900リットルということで、目標値には令和4年度よりも下がってしまっている状況でございまして、ただ令和6年度につきましては、B5軽油に使用するために、製造拠点のほうに供給を予定している関係から、年度当初の製造見込み量を10万リットルに設定しておりまして、予定どおりいけば、10万リットルに到達すると見込んでおります。

また、今後、供給が増えまして、これも見込みなんです、令和8年度には15万6,000

リットルを見込んでおりますので、目標値には達成するように見込んでいるところでございます。また、木質ペレットの製造につきましては、令和6年度の製造量が120トンで予定しておりますので、それも今後も続いていく見込みとなっておりますので、今のところは目標値を達成できる見込みとなっております。

以上です。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、1点だけ、今の最終処分の灰なんですけれども、2,018トンとおっしゃった。

○池辺委員長 環境経済部次長兼廃棄物対策課長。

○岩瀬環境経済部次長兼廃棄物対策課長 すみません、先ほど灰の排出量なんですけれども2,018トンということでお伝えしてしまったんですけれども、ごめんなさい、こちら今お話しした数字というのは、焼却灰の中でも飛灰と呼ばれる分類のものだけの数量になりますので、全体の焼却灰の排出量としましては、今からちょっと数字上がりまして、約2,714トンになります。

申し訳ございませんでした。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、ありがとうございます。

ごみ処理基本計画には最終処分は令和7年度で1,648トン以下と書いてあったんですけれども、そうなるとすごく数字が違ってくるのかなって、今おっしゃった減量化はしているけれども、その最終処分の範囲はこれだけ高い値というのは、こちら辺はどうしてなのかちょっと私には分からないんですけれども、どうなんでしょう。いや減量化しているけれども、灰の処分だけはすごく量が多くありませんか。計画に対して、目標に対してどうなんでしょうか。

○池辺委員長 暫時休憩します。

午後2時12分休憩

午後2時12分開議

○池辺委員長 再開します。

環境経済部次長兼廃棄物対策課長。

○岩瀬環境経済部次長兼廃棄物対策課長 すみません、計画の焼却灰の出る量というのですかね、すみません、ちょっと今、資料手元にないので、ちょっとその数字が今この時点では見ることができないので、それにつきましては、後でちょっと御報告させていただいてもよろしいでしょうか。

○池辺委員長 ちょうど1時間たちますので、ここで休憩を取りまして、開会を14時20分とさせていただきます。よろしく願いいたします。

午後2時10分休憩

午後 2 時 2 0 分開議

○池辺委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑です。須藤委員。

○須藤委員 それでは 3 点お願いします。

まず、歳入の部分で 6 0 ページ、財産売払収入ということで土地の売払を行ったと思いますが、これがどういう状況、実績と、それから購入時との差益というか損益というか、その辺がもし分かればちょっとその辺お示しをいただきたいと思います。

それから 3 0 8 ページのところの道路施設を維持補修するの、私ちょっとちっちゃいので申し訳ないんですけども、補助金で道路里親制度というところで補助金が支出されておりますがこれがどういう状況かというところで伺いたいと思います。

3 1 6 ページの 0 1 0 1 の道路の雨水排水施設を整備するというところ、その下に既存団地の整備するというのもまたこう入っておりますけれども、現在の整備状況で言いますと、時間当たりの流量にできるのが 5 0 ミリというようなことで整備をされておりますけれども、牛久市内では昨今のゲリラ豪雨というのか、そういう豪雨対策でいうと、内水氾濫、浸水を起こしそうな箇所というのが発生しそうな状況というのが起きるのかどうか、その辺を確認したいと思います。

以上です。

○池辺委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 今の御質問にお答えします。

まず、1 点目の土地売払の内訳ということなんですけれども、こちらにつきましては今年度、4 件の売払のほうを実施しております。すみません、昨年度ですね、昨年度、4 件の売払のほうを実施しております。

その内訳としましては、城中・田宮線ですね、2 3 号線沿い、こちらの土地の売払、こちらが 2 件になっております。もう 1 件が、下町区内ですね、国道 6 号沿いの近くになるんですけれども、牛久町のほうでこちらも売払の入札をかけた、こちらのほうの売却となっております。

もう 1 点目が、南裏住宅の入るところですね、こちらのほうも道路用地で購入した部分の残地という形で、売払のほうを実施しております、合わせて 4 件で 3, 6 9 3 万 1, 7 0 0 円という内訳になっております。

こちらの購入時との差異ということなんですけれども、今 4 件のうち、3 件につきましては、宅建協会のほうに依頼をかけた、単価のほうの算定を出していただきまして、そちらのほうの単価で入札のほうを実施しております、購入時の単価とは違うような形にはなっています。ただ、購入時の単価と損というか、ならないような形で、設定としては購入時と同価格か、もしくはそれ以上という形で単価の設定のほうをしております。

2 点目の里親のほうなんですけれども、これが令和 5 年度から道路整備課のほうでも、里親制度の要綱をちょっと改定しまして、道路里親という形で、市道認定、市が管理している道路の植樹帯のところの管理という形で里親制度をつくりまして、募集をして管理していただいております。

す。そちらにつきましては、令和5年度1件、1団体様が申請をしていただきまして、今23号線ですね、ちょうど刈谷団地の北側というかセブンイレブン、カスミさんの北側のほうですかね、こちらのほうで、つつじヶ丘行政区の団体様が、一応里親制度を申請していただいて、植樹ますの花植えですとか、管理、こちらのほうを実施していただいております。こちらにつきましては一応、平米当たり450円という単価を設定していきまして、上限として一応20万円ということを設定していきまして、こちら面積がその上限以上の面積をやっていただいていきまして、20万円という形で里親制度の補助金として市のほうから補助金のほう出してまいります。

3番目の排水のほうにつきましては、ゲリラ豪雨に対してというところなんですけれども、今回うちのほうで決算上、上げている事業としては、U字溝の老朽化したところですか、蓋がかかっていないような古い側溝なんかを蓋つきの側溝にやり替えて、側溝の断面というか、大きさですかね、それ自体も小さいものではなく、通常のものに変えて、道路自体も蓋の上まで通行できるような形で、有効幅員として道路幅員を使えるような形で改修している事業になっております。

先ほどお話がありましたゲリラ豪雨の時間当たり50.7ミリなんかの耐えられるようなものかというところなんですけれども、整備済みの箇所につきましては、もちろん50.7ミリ、時間当たりのものにも実績として耐えられるような形にはなっております、最近の実績で言いますと、時間当たり60ミリの程度の雨でも、整備済みの箇所につきましては対応できているということです、今後は、そういう未整備箇所も含めてそういうゲリラ豪雨とか、そういった場合に、ほかの浸水するような箇所等もパトロール等でちょっと調査して整備を進めていくというような形で考えております。

以上です。

○池辺委員長 須藤委員。

○須藤委員 土地の売払い、道路用地の残地ですから買っていただけることがあればそれが一番有効ということになると思います。それに当たって、今の御答弁では購入単価を下回らないようなということで努力なさっているということで、これは了解をいたしました。

それで道路里親制度のほうのことなんですけれども、これは道路里親制度と、ほかで類似のような事業としては、ふれあい美化市民の会というのがやっぱり歩道上の脇の植樹帯のところでやっていたりするんですね。そうすると、これは成り立ちがそもそも違いますから、平米当たりの単価等々やっぱりちょっと若干違いがあるなというふうに思っているんですが、ふれあい美化市民の会のほうだと、昔の花いっぱい運動からそもそも出発しているので、今、花壇のコンクールとかそういうのをこちらのほうが行っているんですね、学校の花壇であるとかそういうものも対象としながらやっているんですけれども、今、道路里親というのは、雑草の繁茂を抑制したりとかってそっちのほうの主眼となっているんですけれども、市民の方々が熱意を持ってやっていくということになると、やっぱり同じような環境美化のような花いっぱい運動のコンクールみたいな、そういうものへも参加ができるようなということをやっていたほうがいいのかないかなというふうにちょっと思ったりするので、これは提案という形になってしまいますので、ほかの担当課のほう

との協議の上で御検討いただければというふうに思います。

それから、雨水排水整備のほうですけれども、既存の団地のほうのも、ここの下のところで整備をするというところになっているわけですが、これも、新たなものでやる場合と、補修というような方、修繕というか、そういうのでやる場合と、そういうのがあるのか、それがこういう予算計上になっているのかというところで先ほどの時間当たりの降水量にどこまで対応できるのかという御答弁いただいた60ミリは何とか大丈夫だったというようなことですが、その辺、既存の団地こういうところで上がっているのもそうした対応ができるような形になっているのかその確認をしたいと思います。1件確認です。

○池辺委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 今回の御質問にお答えいたします。

既存団地の排水を整備するというのも、基本的な整備内容としては古いU字溝を小さいU字溝を蓋つきの今の断面、大きい断面には側溝に変えて整備するという形に変えておりますので、こちらのほうも今言ったその時間当たり50ミリ、50.7ミリですか、こちらのほうの雨については耐えられるような仕様で整備しているところではございます。

以上です。

○池辺委員長 須藤委員。

○須藤委員 国の基準（「市の計画」に訂正あり）が50.7ミリですから、補助金等も含めてその範囲内ということなんですけれども、昨今の線状降水帯が発生して時間当たり降雨量とかというと100ミリに対応するかどうかというのは、これまた過大な設備投資になってしまうのであれなんです、地形によりまして、やはり水が集まってくる地域というのはある程度限られているというふうに私なりの推測なんですけれども、そうした地域の設備整備に当たって、今ある国の基準以上のことをやると、その部分についてのまだ改正されておられませんから、市の持ち出しというようなことで、もし整備するのであれば、そういう形になるのか、その点を再度伺いたいと思います。

○池辺委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 今既存団地とかのU字溝整備につきましては、これ補助のちょっと対象となっていないので、市の単独費で整備している状況ではあります。ただ、今年度にちょっと計画も立てているんですけれども、計画に基づいて整備ということで事業債のほうが適用できるというようなことで、今後はそちらのちょっと事業というか、事業債を使って団地内の側溝整備というのを考えておりますので、その中でその基準を満たしている側溝の整備という形で考えております。

以上です。

○池辺委員長 環境経済部次長兼廃棄物対策課長。

○岩瀬環境経済部次長兼廃棄物対策室長 答弁遅くなって申し訳ございません。

先ほどの山本委員のほうから御質問いただきました焼却灰の目標値、そちらはどうなっているのかということでお答えをさせていただきたいと思います。

こちら目標値で掲げているものにつきましては、あくまでも最終処分というような考えがございまして、先ほどの答弁でも少し触れさせていただいたんですが、熔融処理ということで焼却灰を道路の材料として使っていますよというお話をさせていただいたかと思うんですけども、そちらのほうは最終処分量として考えてはいないです。ですので、熔融した分のトン数、それを差し引きした数字が目標値というような考え方になります。令和5年度になりますと、そちらの熔融処理を行った量なんですけれども859.74トンですね。こちらのほうが、実際に熔融処理のほうをさせていただきました。その関係から、最終処分量といたしましては約1,843トン、こちらのほうに令和5年度の実績としてはなっております。

また、目標値のほうはまだちょっと開きがあるのかなというところあるんですけども、これにつきましては計画を策定させていただいた当初なんですけれども、熔融処理をする施設が2施設ございました。そのうち1施設が熔融処理の受入れをやめるというようなことになりまして、現在1施設だけの受入れということになっていることから、計画とは少し離れてしまっている数字となっております。

以上になります。

○池辺委員長 高嶋副委員長。

○高嶋副委員長 すみません、お願いいたします。

328ページ、0102自然観察の森を指定管理者により運営する4,400万円、これの詳細のほうをお願いします。

もう1点は、午前中の御答弁の中に牛久城址というのが出てきました。これはいつから市の管理下にあるのかといたところをお願いいたします。

○池辺委員長 都市計画課長。

○飯島都市計画課長 自然観察の森を指定管理者が運営するという事です。

こちらは、今現在、指定管理者として令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間で指定管理者として、今やってもらっているところであります。

こちらの金額につきましては人件費ですとか、あと施設、そちらのほうの修繕ですとか、そういったものにお金を使ってもらっております。

実際、入り口からネイチャーセンターというのですが、建物のほうに行く芝刈りですとか、そういう草刈りですとかそういったものについて、なるべくお金もかからないようにそちらの職員の方もなかなか努力されているところもあるんですけども、指定管理料として4,437万2,000円のほうが実際かかっているというような状態になっています。

○池辺委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 牛久城址の城中環境整備について御質問にお答えいたします。

こちらの牛久城址の整備といいますか管理につきましては、もともと平成20年、21年度に、県の補助事業であります身近なみどり整備推進事業というものを活用して、牛久城址の森林整備をした経緯がございまして、この補助事業の要件で、事業後10年間保全をするということがございまして、市と城中行政区が中心となって協議会を設立していただいている城中行政区環境整備

協議会のほうに牛久城址の管理、維持管理、下草刈りであるとか、草刈りなどをお願いをしてもらっているという管理をしていただいているというところでございます。

先ほど委員のほうから市の管理下というお話がございましたけれども、市の管理下ではなくて、あくまでも土地所有者がいて、そこを城中環境整備協議会のほうが管理をしていただいているという状況になってございます。

以上です。

○池辺委員長 高嶋副委員長。

○高嶋副委員長 まず観察の森のほうなんですけれども職員さんがやられているということで、職員数、何名か、あとはネイチャーセンターまでということでおっしゃっていましたがその反対側の入り口、通路があるんですけれども、そちらのほうまで、要はあそこ全体の管理というふうになっているのかどうかの部分ですね。

そして牛久城址のほうにつきましては、午前中では森林環境税のほうをとという今後という答弁だったと思うんですけれども、そういったところ、要は今まではボランティアに近い状態、そこに対して環境税を充てていくというお話だったのかその確認をさせていただきたい。

○池辺委員長 都市計画課長。

○飯島都市計画課長 職員数ということなんですけれども、今はっきりした人数のところ今現場にちょっと資料がないので分かりかねるところもあるんですけれども7名か8名だと思います。

こちらはこの職員の方々、自然観察の森の外周とか、よく駐車されている車があるとか、そういったところで、帰る際にもそういった路上駐車があるようなところを確認して帰ったりとか、そういうふうにくれられているようなことも聞き及んでおります。ですので、自然観察の森なり、先ほど草刈りという話もありましたけれどもその敷地内、やはり常に見て回っていただいていると思っていますので、反対側のほう、実際具体的な作業のほうまではちょっと分かりかねるところで申し訳ないんですけれども、敷地内でいろいろな施設等もありますので、そういったところも含めて、随時確認してくれていると思っております。

以上です。

○池辺委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 財源等のお話でございますけれども、これも、令和5年以前から城中環境整備事業補助金ということで、市の一般財源でもって支出してございます。令和5年度につきましても86万2,000円を支出してございましてこれは、これまでは一般財源で支出しております。令和6年度から、先ほどありました森林環境譲与税を充当して支出をしていくということでございます。

以上です。

○池辺委員長 高嶋副委員長。

○高嶋副委員長 そうしますと、牛久城址のほうは、これは何かしらこうオープンに活用とか、そういった部分を考えてあるのか、後は価値的なものはどういうふうにつまみられているのか、もしございましたらお願いいたします。

○池辺委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 農業政策課サイドでは、それをどう活用していくかというところでの計画は持ってございません。あくまでも、文化財の保護という側面は強いですが、その周辺の森林整備という位置づけで行っているところでございます。

以上です。

○池辺委員長 それでは最終3周目、山本委員。

○山本委員 じゃあ2問お願いいたします。292ページの0108です。農地中間管理事業を推進する373万円です。

最近の9月11日の茨城新聞に、中間管理機構のことが出ておりました。関東近隣10都県で、茨城県が第1位の農地の貸し借りがあるというふうに載っていました。借り入れた農地と貸し付けた農地ともに1位という新聞報道があったんですけども、牛久の場合その辺、市の農地バンクがあると思うんですけども、借り入れた面積と貸し付けた面積というのはどうなっているのかということをもっと伺いたいと思います。

それから、最後は320ページの0104です。都市計画を適正に管理する、その中の業務委託、ひたち野地区宅地開発推進627万円です。これは市街化調整区域を調整区域に繰り入れたということで、それに関して市の審議会、そして県の審議会での流れがあったと思うんですけども、それぞれの審議会で出された課題とか意見というものをお尋ねしたいと思います。

以上2件です。

○池辺委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 中間管理事業におきます令和5年度末の借入れ、貸付け面積はともに293万3,225平米となっております。令和4年度と比較しまして16万3,903平米増加しております。集積率は23.7%となっております。

以上です。

○池辺委員長 都市計画課長。

○飯塚都市計画課長 ひたち野地区住宅宅地開発推進についてになります。

こちらは東端穴地区の区域区分、用途地域公共下水道の変更、地区計画、土地区画整理事業の都市計画決定手続の支援ですとか、事業計画書の作成ですとか、地権者関係業務打合せ協議、こういった業務をやるものになっております。お話のありました審議会でのお話、説明会等も開催しておりますけれども、牛久都市計画審議会におきましては、用途地域、容積率、そういったところの理由について質疑といいますかお話がありました。内容は隣接するひたち野うしく小学校と同様の建蔽率、容積率としていますよというお話、また地区計画について縦覧の結果どうでしたかというお話がありました。特に縦覧のときには、意見がなく終了していますよというお話で、原案のとおり異議なしということで回答をいただいております。こちら11月に開催しております翌12月、茨城県の都市計画審議会におきまして、同様の審議がなされております。こちらは森林の開発が5.7ヘクタールあることから、水資源の貯留ですとか、洪水の緩和、水質の浄化、地球温暖化防止という観点から開発される森林の多面的な機能に配慮してもらいたいと、そ

うい意見がありました。あくまでも反対ではないですけども、要望ですよというお話がありました。

また、ひたち野うしく駅と行き来する人が増えると、東狹穴地区ですから、6号国道を挟むため、信号のある横断歩道があるんですかと、位置関係を確認したいと、そういうお話もありました。こちらについては、バス通りになっている通り、こちらに横断歩道がありますよというお話で了解をしていただいているということになっております。

また、建築物の敷地の面積の最低制限ですとか、建築物の形態または意匠の制限、垣または柵の制限、こちらについても、それぞれ面積が最低面積165平方メートルですよとか、屋根の形状ですとか、色彩の調和、過大でない広告物専用住宅以外の室外機、そちら道路の景観に配慮してくださいよとか、そういったことについて説明したところ、委員の方が了解していただいて、原案のとおり異議なしということで終結しているというような状態です。

令和6年2月に、それらを基に都市計画決定の告示ということで、先ほどの都市計画の区域区分、用途地域、公共下水道の変更、地区計画、土地区画整理事業の決定ということになっております。

以上です。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

中間管理機構の件なんですけれども、市は集積率、23%、23.7%かな、というお話だったんですけれども、この新聞記事を見ますと、茨城県内の平均集積率は41%となっています。市が低いのはどこら辺に原因があるのかということをお尋ねしたいと思います。

そしてこの貸付先なんですけれども、これは個人なのか法人なのかということをお尋ねしたいと思います。

そして今の審議会のお話は分かりました。県のほうで多面的機能ということで森林が5.7ヘクタール開発されるということで、そういう意見が出た場合、県のほうとしてはどういうふうな御返事をしていかれるのでしょうか。そこら辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○池辺委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 集積率の県との数値の乖離でございますけれども、基本的に本来であれば農地の貸付け等については、農地法の許可もしくは、この中間管理事業で利用権を設定することが法的に定められている正しい農地の貸し借りのやり方でございます。しかしながら昔からの慣例といいますか、相対、お互いの口約束で農地の貸し借りがかなり行われている。これも今現在もそうですけれども、それをうまく中間管理事業に切り替えていただくというようなことをしておりますけれども、やはり手続が面倒であるとか、そういったような状況もあって、なかなか進まないというような状況がいまだに残っているというのが、集積率が上がらない一つの原因にあるのかなと考えております。

それから貸付先については、これは個人、法人ともにございまして、法人については、市内の農業法人グリーンファームを含めた農業法人や一般法人にも貸付けをしておりますので、貸付け

希望の方については、就農相談等を受けていただきますけれども、基本的には誰でも借りられるような状況でございます。

以上です。

○池辺委員長 都市計画課長。

○飯塚都市計画課長 先ほどのお話になります。

こちらのほうは林地開発も併せて許可を申請しておりまして、事前の了解もいただいているというような話、都市計画審議会、県のほうの審議会で、そのような話になっております。

また、緑地を残すところと公園の中に森林を一部残すということで、森林法に基づく林地開発許可の条件を満たしているというようなお話でまともまっているところです。こちらの委員の方、やはりそういうところに配慮してもらいたいということで反対ではないですよと、あくまでも要望ということでの話になっております。

以上です。

○池辺委員長 須藤委員。

○須藤委員 それでは私のほうからも2点お願いいたします。

これは牛久駅の西口整備事業のトイレ設置のほうが進捗していないという状況で、これが今後どういうふうになるのかと、それから国補助との関係性の上では、どういうふうに対応がなされているのかということについて伺います。

それから次に、334ページのほうの市営住宅運営ということで0103の市営住宅解体撤去、これ、そもそも補償費15万円の計上ではございましたけれども、順次住宅も解体撤去するというような方向性もあったかというふうに思うんですけれども、せんだって、決算特別委員会の視察で、市営住宅の今後の整備について、今、ミスマッチというか、借手がない部分もあってということでしたけれども、こちらのほうも猪子住宅の建設を進めるというのが、途中の段階でできない状況になっているわけですけれども、この辺については、マーケティングというか要望に沿ってどういう状況かというのを確認しながらなのかなというふうに思うんですけれども今後の整備について、市営住宅全体の話になってしまうのかどうかちょっと分からないんですけれども、お答えいただければと思います。

以上2点です。

○池辺委員長 都市計画課長。

○飯島都市計画課長 牛久駅西口トイレについてですけども、はい、こちらですねこれまで5回入札を行ってきております。その都度、単価見直しですとか、入札していただけるように範囲を広げているというか条件を広げている、そういったことをやってきて、一般競争入札から最後は指名競争入札まで至りましたけれども、やはり残念ながら不調となってしまいました。なかなか同じ場所で5回もやって不調というのは今後も難しいんじゃないかと考えております。やはり場所の関係が大きいと思います。同じ金額であるのであれば、やりやすいところでやるといったところを選ぶというのが一般的なのかなと思いますけれども、今の段階ではなかなか西口トイレは難しい状況だというふうに考えております。

以上です。

すみません、国の補助についてです。

国の補助については、今のところ何ていうのか、そこの決定がされるされないというところもあるんですけども、場合によっては使わないというような選択になろうかと思っております。

以上です。

○池辺委員長 建築住宅課長。

○中山建築住宅課長 建築住宅課中山です。よろしくお願いいたします。

木造住宅の解体につきましては、令和3年度以降は解体のほうの実施を今していない状況でございます。直近では、令和2年に猪子住宅8戸、新山住宅に2戸ということで解体を実施しておりますが、今回、猪子住宅の再編に基づきまして重点計画を令3年のときにつくっております、そこで併せて解体を進めていくというような流れがございましたので、まずは猪子の再編のほうの進捗に合わせて解体を進めていきたいと思っております。

先ほどお話ありましたとおり、今、長寿化計画のほうを今年度再委託しております、その中で、市営住宅全体の住宅の需要や供給の数ですとか、あと今実際もう既に業務委託している中で、猪子の住宅とか、木造の住宅の方にアンケート調査を実施しているところなんですけれども、返ってきたところの生の情報ですと、皆さんやっぱり今住み慣れたところで、なかなかそこを出たくないですよというお話がありまして、実際幾つ住宅戸数をつくっていくかっていうところも含めまして、長寿化計画の中で再度もみまして、猪子の住宅を含めて木造住宅の集約再編について検討していきたいと考えております。

以上です。

○池辺委員長 須藤委員。

○須藤委員 2つについて要望という形で申し訳ないんですが、西口のこれも白紙撤回みたいな形になってしまう別な場所でのまた候補地を探すとかというようなことになろうかと思いますが、西口周辺のいわゆるエスカードビルが閉鎖している時間帯でのトイレの、東口にはあるわけですが、西口にはそういう要望が、以前他の議員からも要望出ているというふうに記憶しておりますけれども、そういうような意味で、実施可能なところを探していただければということをお願いです。

それから市営住宅のほうですけれども、ファミリー層であるとか、そういう部分での需要というのは、民間のアパート等いろいろなところがある中では、今後の中での市営住宅の需要というような意味では、福祉的な意味合いでの住宅が求められるのかなあというふうに思っております。この間、決算で見させていただいた神谷住宅、その実施状況はすごく分かって、皆さん一生懸命取り組んでいるのは理解したんですけども、やはりあそこにちょっと高齢の方が入っていくとなると、もう最初に段差のところで行かれない、手すりもない、そういうような中でなおかつまた階段上がっていく、住み慣れているからあそこで暮らしたいという要望のほうが多いとは思いますが、そういう意味で福祉的なバリアフリー、前山住宅のほうにはそういう住宅を用意させていただいておりますけれども、再編の中では、今、住宅の不足感というやっぱりそうい

う高齢の方だったりそういう部分があろうかなあというふうに思いますので、その点を少し御考慮いただきながら再編の中で御検討いただければということで、この2つ要望としてお願いをしたいと思います。

以上です。

○池辺委員長 ほかに質疑ございませんか。大森委員。

○大森委員 大森です。じゃあ2つお願いします。

まず、322ページ、0107適切な太陽光発電設備の設置を指導するということで、令和5年度の事業内容、条例が制定されましたが、その効果について伺います。

あと一つ、332ページ、エスカード牛久ビルの利活用を図る1億1,409万1,194円、1階と4階の床交換ですね、なかなか進まないというのは何回も伺っているんですけども、5年度の進捗はどうだったのか伺います。

以上です。

○池辺委員長 建築住宅課長。

○中山建築住宅課長 建築住宅課中山です。よろしくお願いいたします。

太陽光の設備の条例関係のお話になります。

令和5年度につきましては、茨城県の太陽光ガイドラインに基づきまして、牛久市のほうで50キロワット以上の申請件数につきましては9件ございました。その中では、幾つかこう説明範囲が不明確であったり、設計的な基準というものは定められておりませんでした。令和6年度6月から施行しております条例につきましては、議員様のほうの立法で成立いたしまして、内容として1,000平米以上の太陽光発電及び50キロワット以上の太陽光発電、またはとなっております。現在の申請の状況なんですけれども、4月から条例開始までの間に、2件ガイドラインで出てきた物件がございまして、その後、実際4件、条例のほうで出てきております。4件のうち、以前と同じ50キロワット以上のものも対象が2件でございまして、50キロ未満ですが、1,000平米以上ということで、条例の網に引っかかってきまして、申請出ているものがございまして。

肌感といたしましては、申請の相談件数がやはりある程度条例ができたことで、多少ちょっと抑止効果が発生しているのかなというふうに感じておりまして、近隣の方からの、何ていうんでしょう、苦情とか、申請の相談件数というのはちょっと減ってきている状況だと思います。

条例の中でも、100メートル範囲の説明を義務づけておりまして、行政区とも事前に60日前には協議をしております。

将来におきましても、その廃棄とか、災害のときの対応につきましても、協定書を結ぶ等の措置を行っておりますので、今後、地域との共存が図られるような条例になっているかと思っておりますので、現状のまま、大きなトラブルなく運用させていただいている状況でございまして。

以上でございます。

○池辺委員長 未来創造課長。

○椎名未来創造課長 お答えします。エスカード牛久ビルの利活用を図るという点で、まず、交

換業務ですね、昨年度の実績として申し上げますと、反対、同意いただけない方2名に対して、昨年度も継続的に牛久土地開発のほうで合意に向けた協議を行っているところです。

一方で、テナント誘致のほうも並行して進めておまして、昨年度中に、3階、4階での新たなテナントというのは決まりませんでした。1階の部分と牛久が管理している床ではない部分では、一部店舗が入っているという状況です。

以上です。

○池辺委員長 大丈夫ですか、大森委員（「はい」の声あり）

以上をもちまして、3日間にわたって行われた令和5年度牛久市一般会計歳入歳出決算に関する質疑を終結いたします。

ここで、特別会計のために、執行部との説明員の入替えのために暫時休憩をいたします。

再開は15時13分に、10分です。よろしくお願いいたします。

午後3時03分休憩

午後3時10分開議

○池辺委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで須藤委員より発言を求められておりますので、これを許します。須藤委員。

○須藤委員 すみません、お時間いただきまして、一般会計のほうで、先ほど、私が316ページの道路雨水排水施設を整備するという事業の中での発言でございますけれども、最大の降水量というところで、国の基準で50.7ミリと申し上げましたが、これは国の基準ではなくて、それに照らして牛久市の計画の中での最大降雨量ということで今整備されているのは50.7ミリだということで、国の基準ではなく市の計画によればということに訂正をお願いをしたいと思います。

以上です。

○池辺委員長 それでは、会議を開きます。

認定第1号、令和5年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、審議日程に基づき、令和5年度牛久市特別会計及び企業会計の歳入歳出決算を問題に供します。

まず、令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を問題に供します。執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。保健福祉部長。

○渡辺保健福祉部長 保健福祉部渡辺です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の令和5年度の決算について御説明いたします。

令和5年度国民健康保険事業特別会計決算額は、歳入総額72億6,157万840円、歳出総額72億6,085万5,179円、歳入歳出差引残額71万5,661円となっております。前年度と比較して、歳入は2億3,560万6,325円の減、歳出は2億3,553万4,248円の減となっております。

基金の取崩しは、令和4年度はゼロ円、令和5年度は1億2,720万円でしたが、基金を除

いた実質単年度収支は、令和4年度は7,726万円の黒字だった一方で、令和5年度は1億2,517万円の赤字となっております。

国民健康保険被保険者及び世帯の状況ですが、令和5年度末の被保険者数は1万5,960人、世帯数は1万771世帯となっており、令和4年度末と比較して、被保険者数で857人の減、世帯数で321世帯の減となっております。こうした被保険者数の減少にもかかわらず、1人当たり医療費は過去最高の38万2,394円、前年度比1万3,176円の増となりました。

歳出の主な内容として、保険給付費は51億7,915万1,470円、前年度より約9,400万円の減となっております。

また、国保の都道府県化に伴い、茨城県が県内総医療費の見込みを算出して、各市町村に請求する国民健康保険事業費納付金ですが、納付総額は19億2,032万2,000円、前年度に比べ約1億8,400万円の増となっております。

続きまして、歳入の主なものとして、国民健康保険税は13億843万9,979円で、前年度比約6,471万円の減となっております。

また、県支出金は54億942万9,256円で、前年度比約9,500万円の減となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○池辺委員長 説明は終わりました。質疑のある方は御発言を願います。ありませんか。黒木委員。

○黒木委員 今部長のほうから、国保1人当たり38万円ということなんで、やはり高齢化が牛久の場合高いから1人頭の保険料というのは高くなっていると思うんですけども、この国保税は先ほど説明いただいたように、県のほうが所管するという事なんでですけども、これというのは、今言ったように1人当たり38万円、全体の県の平均じゃなくて、牛久は牛久市の国保会計でというふうに理解していたんですけども、そのような認識でいいのかどうかということの1つと、あとは21ページ、0104の第三者行為に対する賠償請求するということは何か。この件で牛久市で第三者で何か問題が医療行為についてとか、そういうものがあつたのかどうか、この2点についてお伺いしたい。

○池辺委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 医療年金課宮本です。よろしくお願いたします。

まず、国保税ですとか給付の関係なんですけれども、まず、国保税の税額自体は各市町村が条例に基づいて定めて賦課をしております。一方で都道府県化ということで財政的な部分については県も関与はございますけれども、税の賦課についてそのような形になっております。

また、給付に関しても牛久市の被保険者の方がいわゆる診療を受けたものについて給付するという事になっておりますのでそちらも同様でございます。

また第三者行為の関係なんですけれども、保険というのは一般的にはと申しますか、大原則は病気になったり、誰のせいでもなくけがをしたときに、当然保険証を使って診療を受けるわけなんですけれども、第三者の行為による場合、典型的なのが交通事故だと思うんですけども、交

交通事故でけがをさせられた、負わされたというときに、保険証を使って治療を受ける場合がございます。そのときには加害者、いわゆる治療費の負担をしなければならない第三者がいるわけですから、事故の対応等にもよりますけれども、加害者が負うべき責任の部分は、保険から一旦出すんですけれども、その分はきちんと払ってくださいねということで、これが第三者行為に対する求償という言い方をいたします。

今、御質問のありました部分の事務はそういったところの事務でございまして、第三者行為に対し賠償請求するの部分ですね。業務の委託料につきましては実際には市で行ってはおきませんで、そういった交渉ですとか内容をまとめることは国保連のほうに委託をしております。話まとめますと応分のものが頂戴できるんですが、求償額の4%を委託料としてお支払いするというところに、まずなっておりますので、委託料のほうがその部分、それから負担金のほうはこれ年間一律固定経費というところとちょっと言い方おかしいんですけれども、の部分でございましてそのような支出決算になってございます。

以上でございます。

○池辺委員長 黒木委員。

○黒木委員 今御説明した第三者行為というのは大体ほら、交通事故でしたら任意保険とか強制保険で、そちらのほうで対応するのかなと、国保のほうで対応する場合もあるというふうな形で理解していいのかどうかの答弁をお願いします。

○池辺委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 まさに御質問にありましてございまして交通事故であったとしても一定の手続を経れば、保険証を使うことができます。ただし、事故の対応ですとか、おけがの内容によっては保険証を使わずに、おっしゃるように自動車保険だけで処理をする場合もありますので、それは様々ケース・バイ・ケースかなとは思いますが保険証が使えないわけではございませんし、そういうケースも実際ございます。

以上です。

○池辺委員長 ほかにございせんか。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしく願いいたします。私から1点だけです。

21ページじゃなかった31ページです。失礼いたしました。特定健診のところですね、委託料の12番受診率向上対策ということで778万9,000円ほど、令和4年度は580万円ということで、株式会社キャンサーズキャンに委託をして行われていたと思います。予算委員会の折には、今年度は、AIが選んだ対象者に検診の受診勧奨通知を送るというお話でした。その辺どういう状況で、令和5年度は進んだのかということをお伺いしたいと思います。

○池辺委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 今ございましたように、令和4年度から株式会社キャンサーズキャンと茨城県国民健康保険団体連合会、それから市との3者契約によりまして、AIを活用した受診率向上対策を始めたところでございます。通知自体は検診対象者全員に送付はするんですけれども、過去の検診結果ですとか、レセプトの分析によりまして、例えば頑張り屋さん

タイプとか、心配症タイプとか、そういうふうに分類をいたしまして、そのタイプに合った内容の通知を作成してお送りしているところでございます。令和5年度は特に未受診者と不定期受診者、毎年毎年きちんと受けてくださっているわけではなくて、まばらといいますか飛び飛びに受けてくださっている不定期受診者の方に重点を置いたところでございます。

ちなみに受診率の推移なんですけれども、令和3年度が29.2%でありましたところ、令和4年度が35.9%、令和5年度、まだ速報値なんですけれども38.0%ということで上昇傾向にあるということでお答え申し上げたいと思います。

以上でございます。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 そのタイプ別でお送りしているというのは、全員に送付しているけれども、その文章文面が違うとか、そういうことなんでしょうか、ちょっとすみません、その辺、お聞きしたいと思います。

○池辺委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 おっしゃるとおりでございます。究極は全て検診を受けましょう、受けてくださいという内容ではあるんですけれども、タイプ別にその案内といいますか、じゃあ受診してみようというような気持ちにさせるといえるのでしょうか、文章が工夫されておりまして、やや話逸れるかもしれませんが、ナッジ理論といまして、コツンと肘でつつくという意味があるんだそうでございますけれども、正面切ってこう来てくださいますか受けましょうということではなくて、例えば心配症タイプの方であれば、検診というのは受けるだけじゃなくて、その場でお医者さんにも相談ができますよというようなことまで含めて御案内をしたり、面倒くさがり屋さんタイプだと、とにかく受診予約が簡単ですぐできますよということを前面に打ち出すなどですね、繰り返しになりますが、そのタイプに応じて受診につながるような文章、文言を工夫した案内となっております。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと外れるんですけれども、今マイナ保険証が12月から完全移行ということで、今、市内の病院とか、あと薬局で、どれぐらいこのマイナ保険証の対応の機械が入っているのかということもし分かれば教えていただきたいと思います。

○池辺委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 マイナ保険証の関係でございますけれども、使える市内の医療機関や薬局につきまして、ちょっと古い数字で恐縮なんですけれども、令和5年の9月現在で、市内の医療機関を見ますと、病院や診療所が51件中48件、歯科診療所等が40件中36件、薬局が41件中41件で、合計132件中、125件でありまして、率にいたしますと94.77%ということになっております。若干古い数字でございますので、もう少しごめんなさい上がっているところもあるかもしれませんが、おおむね95%程度というふうにお考えいただけるとありがたいです。

以上でございます。

○池辺委員長 須藤委員。

○須藤委員 それでは、3点お願いいたします。

ページで言いますと17ページのところの退職被保険者等返納金というところで、調定額、それから収入未済額という形で提示されております。退職医療制度、もう廃止されて長いこと、それで経過措置も令和6年3月で廃止というように伺っているところなんですけど、そうすると収入未済額というのはどういう状況になるのかということについて伺いたいと思います。

それに合わせて、歳出のところの29ページで、やはり退職医療のほうなんですけれども、事業費納付金という形で納めているんですけど、これも今後の中ではどういう状況になるのかというのが、退職医療制度についての質問となります。

2つ目のところで、これもちょっとどちらなのかが分からないんですが、0102の診療報酬明細書、レセプト点検の部分と、それから、次のページの0106の国民健康保険制度を適正に運営するところの情報集約システム運用管理というところの問題ですけれども、今、介護予防が医療年金課のほうで受けるという中で、介護と医療の連携システムということで、介護給付費の適正化システムからの突合情報の活用がレセプト点検のところで言われていたりするんですけども、この辺が、介護予防につながるためには、介護給付費がどのように使われているかというようなこととの照合が、突合が必要かなというふうに私もちょっと思うんですけども、この辺のところがこのレセプト点検とかそういうところの中の情報と一緒に入ってくるのかどうか、その辺確認したいと思うし、もしそういうような状況であればその点がいかがかということについて伺いたいと思います。まだ、そういう状況ではないということであればそれで結構です。

それから25ページの高額療養費の件ですけれども、0101で、被保険者に高額療養費を支給するというところのものですけれども、疾病の種類別でどういう病状のときにこの高額療養費が支給されるという状況なのか、それからあと1人当たりの最高額というようなことで言えば、お1人の方がどのくらい使うような場合もあるのかということでお聞きをしたいと思います。

以上3点です。

○池辺委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 まず、退職医療制度のところなんですけれども、御質問にもありましたように制度そのものはもう2020年4月に廃止されておまして経過措置も本年令和6年3月をもって廃止となっているというところで、まさにおっしゃってくださったとおりでございます。

御質問の歳入と歳出の部分なんですけれども申し訳ございません、ちょっと手元に詳細なものがございませんので、大変恐縮なんですけど、後ほどお答えを申し上げたいと思います。

それからレセプトの点検の関係ですけれども、こちらの事務事業につきましてはいわゆる過誤ですね、請求に誤りがないかという点に重きを置いた点検でございます、御質問にございましたようなちょっと介護との連携というようなところはないものというふうに私自身承知しております。

また、最後の高額の部分なんですけれども、すみません、特別な疾病に限られているものでも

ございませんので、どのような治療診療でありましても、その人の制限を超えた場合にはお支払いできるものでございますので、恐縮なんですけれども、こういった疾病の方々とか、お1人当たりこういうものがというのはつぶさに把握したものはございません。大変申し訳ございません。以上でございます。

○池辺委員長 須藤委員。ほかにございませんか。

なければ、令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

次に、令和5年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。保健福祉部長。

○渡辺保健福祉部長 介護保険事業特別会計の令和5年度の決算の概要について御説明いたします。

令和5年度介護保険事業特別会計決算額は、歳入総額68億3,813万8,372円、歳出総額62億5,916万1,098円、歳入歳出差引残額5億7,897万7,274円、前年度と比較いたしまして、歳入は8億5,227万4,812円の増、歳出は4億4,18万2,868円の増となっております。令和4年度決算と比べ、歳入歳出とも増額になっている理由といたしましては、コロナ蔓延中に、外出自粛などによる影響で、体力等の低下により、全体的に介護度が上がったこと、また、5類となった5月以降は外出しやすくなったことで、サービス利用者が増加したこととかが考えられます。

歳出の主なところを申し上げますと、保険給付費が56億1,162万6,427円と、前年度より約4億1,600万円の増となっており、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費で給付費の7割を占めています。

次に、地域支援事業費においては3億3,969万5,545円と前年度より約2,000万円の増となっております。

また、基金積立金につきましては、介護給付費準備基金として5,312万9,000円の積立てをしております。

なお、令和5年度末の65歳以上の人口は2万5,455人、高齢化率は30.33%で、令和4年度末と比較して、人口で137人の増、高齢化率で0.23%の増と、昨年度と同じペースで高齢化が進んでおります。

また、令和5年度末の要介護認定者は3,647人、認定率は14.33%で、令和4年度末と比較して189人、0.67%の増と増加傾向となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○池辺委員長 説明が終わりました。質疑のある方は御発言をお願いいたします。加藤委員。

○加藤委員 お願いします。

77ページの要介護者の居宅介護住宅改修費を給付する1,304万8,764円のほうなんですけれども、こちら何件ぐらいこれ給付しているのかと、この1件当たりの上限額が幾らなの

か。

それと、これ手すりとかを家につけるための改修工事の給付だと思うんですけども、それ改修業者のほうはこれ自分で選択した改修業者でも大丈夫なのか、それともこれケアマネジャーのほうから指定されたところでないといけないのかをお願いします。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 高齢福祉課久米です。よろしくお願いします。

住宅改修なんですけれども、まず、件数なんですけど、ちょっとお待ちください。住宅改修の件数なんですけども、令和5年度でいいますと、件数が要支援の方から要介護の方、一応全てですね、計上しますと合計が274件になります。

一つ一つの上限の話なんですけれども、住宅改修は1回につき上限は20万円まで、一応費用額として計算できるので、あとはその方の負担割合に応じた自己負担を1割から3割の間で御負担いただくという仕組みになっています。

あと、事業者さんを選定する際のお話なんですけれども、基本的に住宅会社どこでも大丈夫です。

ただ、場合によって、受領委任払いという支払いの方法を受けたいといった場合には、市のほうで認定をさせていただいている事業者さんであれば、後で立て替える償還払いというのをせずに、現物給付の自分の自己負担だけその事業者さんにお支払いをするということで、支払いのほうで済むという形がございます。

一応、回答としては以上となります。

○池辺委員長 加藤委員。

○加藤委員 すみません、こちらの手すり等これレンタルされる方とかもいるんですけども、そういった人もこれ給付の対象になっているのか、ちょっとすみません、その点を聞きたいと思います。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 お答えいたします。

手すりのレンタルをされていて、その場所が住宅改修にそぐわないですとか、そういった場合であれば、もちろんレンタルをしているところとは別に手すりをつけることは可能です。

ただ、ずっとやっぱり恒常的にレンタルしていると、費用的には長い年数かけると多額になるというおそれもある方、あるいは場所なんかがある場合には、住宅改修として一度の費用で長年使っていただけますので、そういった切替えられる方もいらっしゃいます。

以上です。

○池辺委員長 ほかにございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員 1点お伺いいたします。

さきの6月の定例会の一般質問で、牛久市は、介護報酬算定の基となる地域区分が比較的高めとなる4級地12%の加算があるということで示されていましたが、こちら人事院勧告、失礼しました、地域手当ですね、地域手当を基にしているとのことでありました。さきの報道で、

国家公務員の地域手当を県単位、都道府県単位にしていくと報道がございまして、そうすると、こういった介護報酬も影響を受けていくのかどうかという情報は国から今のところ来ているのかについて伺いたいと思います。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 お答えいたします。

今現在、報道でされている県単位の話の具体的な話が厚労省からまだ届いておりません。

ただ、私も報道は承知しておりまして、県単位になりますと、牛久市が県で1番高いことになるので、今の12%が維持できるのかというのはちょっとまだ分からないところ、ただ、経過措置もあるような話もあるので、どういう形で最後落とし込まれるのかはちょっと今後の議論を見守りたいというふうに考えております。

以上です。

○池辺委員長 黒木委員。

○黒木委員 77ページの0101要介護の居宅介護サービス費を給付する。今ほぼ、認定されてもお家で介護されているという方が多いんですね、要介護4から5になると、施設介護ということなんですが、その施設介護の今空き状況というのはすぐに、例えばもう老老介護でとか、介護する人がいないから入りたいと言ったときのこれ、すぐ入れるかどうか、その辺の確認をしたいと思います。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 お答えいたします。

居宅サービス費に関しましては、要介護1から5まで、全ての方に御利用ただけまして、ただ4にかかわらず、施設を御利用できる方、特別養護老人ホームに関しては原則3から5なんですけれども、老人保健施設であるとか、そういったところでは、要介護1から5まで御利用はいただけます。ただ、その空き状況なんですけれども、特別養護老人ホームに関してはちょっと慢性的に待機されている方がいるということも伺っているところですので、今ですとちょうど令和5年の4月1日時点の一応調査というのが、県のほうから依頼がありましてやっているんですが96名ということで、数字が上がっています。これは重複された申込者を省いた状態の数字ということにはなっているんですけれども、ただ、ほかの施設、例えばそれは老人保健施設であったりとか、ほかの種類の施設に関しては、まだ空きがあつたりとか、そういった情報が入ってくるということもございまして、ただ、市のほうにあるのが一番最短かといいますと、ケアマネジャーですとか、そういった現場で働いている事業所さんに向けて、各事業所さんのほうが空き状況の展開をするとか、そういったことをしているというふうな状況でございます。

なので、すぐ入れるかどうか、ちょっと市というよりは、各ケアマネジャーさんですとかそういう介護業界の事業者さんで、一番お客さんに、被保険者の方に身近なところが情報持っているというような状況で聞き及んでおります。

以上です。

○池辺委員長 黒木委員。

○黒木委員 今まさに御説明いただいたとおり、要介護3以上で、それも条件付で誰も面倒見る人がいないとかそういう形の人だと思っておりますが、やはり老老介護で、居宅介護って多いんですね、我々直接市民と接しているんで、その辺が、だからもう見切れないよっていうそういうときに、すぐにとということをお聞きしたいんですけれども、もう待機者もいると重複はしているかもしれないけれどというときに、じゃあそういうときに待機者がいるので、ちょっとお待ちくださいってその待っている状況であるならば、その手続等も時間数、時間等も必要になりますから、それはそれでしょうがないにしても、やっぱりかなりの居宅介護の中で、すぐに入りたいというときの緊急措置みたいなのが必要になってくるんだらうと、これからますます高齢化率、そしてまた、核家族の中で2人が1人になったときに、家族もいないとか、家族が遠くにいるというときの、そういうものも、この説明資料を見ていますと、そういうふうなのが読み取れるんで、これからそういうものも考えていただければいいなということで、一応、要望としてお願いいたします。

以上です。

○池辺委員長 ほかにございませんか。山本委員。

○山本委員 私は3点お願いいたします。

75ページです。0101の要介護認定を調査する。

先ほど認定者が3,647人という数字をいただいたんですけれども、令和5年度申請した方の人数は何人だったのかということをお尋ねしたいと思います。

それから87ページの0102です。介護認定審査会を開催するということです。

申請から認定までの期間、今どれぐらいかかっているのかということをお伺いしたいと思います。

審査会、毎回何人の方で認定審査を行っているのか。申請から認定審査会を開催するまでですね。また、それをして審査会で認定した後の事務作業の流れをお伺いしたいと思います。

83ページの0102通所型サービスを実施するという中で、3番の補助金です。

地区社協サロン事業補助金が54万3,000円ほど出ております。これがどこに出ているのか教えていただきたいと思います。

以上3点です。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、認定と申請件数、令和5年度は2,957名いらっしゃったという形です。

あと、申請からの期間なんですけれども、こちらは34.49日ですね。申請から認定までの期間ですね。

毎回の認定に係るその審査を何人の方でおやりになっているかというお話だったんですけれども、5人1組の合議体を構成してまして、これが4つございます。メンバーの方々はそれぞれに火曜日、金曜日に審査会というのを実施して、そこに大体平均で30件ぐらいの件数の審査をお願いしています。大体最高35件なんですけれども、平均すると30件ぐらいなので多分平均

のほうがいだろうとは思いますが、一応そのような形での体制でやっております。

申請から結果を発送するまでの事務どういう流れかということなんですけれども、まず受付を聞き通った中で申請書を作成していただいたのを受け付けます。それを申請書を私どものシステムのほうには入力作業というのをさせてもらって、実際に認定申請を受けますと主治医の先生に意見書というのを書いていただく必要があるので、主治医の先生へ意見書の発送をいたします。

また、同時に本人のところちょっと伺って認定の調査というのをさせてもらいますね。この調査を同時にまた日程調整をさせていただいて、審査会までに調査をもちろん行うことと主治医の意見書の返送を受け付けます。調査票に関して、または主治医意見書に関しても不備があるなしのチェックをしますので、そういった確認作業をさせていただいた後に、審査会を開く上での資料作成のため、先ほどのシステム入力に引き続き情報の入力をいたします。その入力をし終わった時点で、あと審査会が開ける状態に段取りとしてできますので、認定審査会の開催通知というのをその先生方のほうに向けてお願いしますということで発送いたします。その際には、どの審査会にどの方を割り当てていくかというのを入力した中からピックアップしまして、それぞれの審査会のほうに割り当てをします。割り当てをした状態で、認定の審査会にかかる方々の資料を先ほど言った30件、平均30件の資料を全部まとめて郵送します。郵送させていただいて、郵送を1週間前までに届けられるようにお送りいたします。

送ったあと1週間後には審査会がありますので、審査会の場で、実際にその審査会の先生方にこの資料を使ってということで審査をしていただきます。そうすると一人一人の状態に応じた介護度というのを先生方のほうで判断をしていただきますので、そちらをこちらの我々の事務局で記録をしまして、その内容に応じた結果を、それぞれ被保険者の方々に対して申請の結果ですよという形で、番号をつけたものから順に、お送りして結果のほうをお知らせするという形になります。

送った後は、実際に結果のほうを、また、今度ケアマネジャーさんたちが必要に応じてその情報をプランを立てるための情報ということでの提供依頼がありますので、そういったものを準備をしたりですとか、あとは実際に結果を通知する際には、何割で御負担を自己負担されるかという負担割合証ですとか、そういう付随する資料も一緒に入れるんですけれども、ケアマネジャーさんの決まってない方には御紹介をする紙を入れたりとか、そういったのを一緒に封入してまた結果の通知を行うというような流れで、大まかですけれどもやっております。

なので認定結果は、結構終わってすぐ終わりっていうわけではなくて、その結果に対してのいろいろな通知物を同封して間違いなく届けるというところまでが1つの流れになってございます。認定に関してはそのような形です。

あともう一つが、通所型サービスの補助金に関してなんですけれども、こちらに関しては、牛久小地区社協と二小地区社協にそれぞれ今ありますとまり木さんとむつわさんという活動されている団体がございますので、そちらの活動費としての補助金を交付しているという形でやっております。上限は30万円でやっているんですけれども、例年精算をしていただきまして、それぞれ2万円、3万円ぐらいお戻しいただいて、活動を終結させてもらっているという形です。

以上です。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

介護認定審査会の今の流れを聞いただけでもすごい事務量大なと思うところなんです。それを34.49日で、毎回、毎週こなしているというその作業量なんですけれども、1人当たりどれだけの事務作業があるのかなっていうちょっと本当に時間的にもね、多分その送るのにコピーだってすごい枚数をされると思うんですけれども、なのでそのシステム化というのが本当にできればいいなと私なんかこう一般質問でもしたことがあるんですけれども、なかなかそのシステム化といっても優先順位があってできないところなのかなと思うんですが、今後、それをシステム化、令和6年は無理だけれども、令和7年以降にそういうできるかなという何かこう感触とかあるんでしょうか。難しいかな、そこら辺は。

あと、地区社協サロンなんですけれども、コロナ後、対象者が本当に減っているんです。私も牛久小は時々お手伝いとか行くんですけれども、十何人利用者さんいたのに、もう5人ぐらいになってしまって、お手伝いする方のほうが本当に多くなってしまっている状況で、多分だから30万円の補助金も使い切れないうらいな形になっているんです。やっぱり足がないんですよ、どうしても遠い方は足がなくて、自分で通える方という条件なので、その足の確保というのをほかの自治体では車用意しているところもあるようなんですけれども、なかなか牛久はそこまではできないということで、こういうところを行政として今後どう対応していくのかということですね、大事な事業だと思うんです。要介護になる前の方たちを地域で支えるという意味では、地区社協の大きな1つの取組だと思うので、そこをただ、継続していくためにできることというのを今後考えていかなきゃいけないのかなと思うんですけれども、ちょっとそこら辺の考えをお伺いしたいと思います。

○池辺委員長 山本委員、今度要望みたいな形はもうこれで大丈夫ですよ、これでお話聞けば大丈夫ですかね。高齢福祉課長。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 すみません。認定のまずデジタル化ですかね、それに関しては、本当にぜひひとチャンスがあればやりたいという意向は思っております。それいろいろな交付金等がまだ用意されるうちにはチャンスがあると思っていますので、例えばデジ田のまたタイプ幾つとか、第何期とか、そういうチャンスがあれば、そういうところにエントリーして、なるべく大きなお金であっても、補助金を受けることで導入しやすくなるということがございますので、そういったチャンスは常にうかがっていきなという考えはあります。

あと、通所型の先ほどの足の確保ですね。コロナ禍のやっぱり影響でにぎわいがなくなっているのはこちらも承知しています。今ボランティアで活動されているそのスタッフの方々が例えばお迎えに行くとか、その制度設計の当初のときにはそういったことで迎えに行ったまま連れてっていよというのが国でも示されているのがあったりもするんですが、それが実際にそこまで一緒に歩くことが前提になるので足がないという方、実際にそこまで行けるのかどうかっていう

ところもあるんですけども、ない場合には今公共交通のほうでも、今対応していますので、うしタクの部分ですとか、そういったものの活用とかには、現状ではちょっとなってしまうところもあるので、多分委員おっしゃっているようなことではないのかなと思います。

ただ、足の確保という意味で車両を用意するっていうのはちょっと現実的には、補助30万の中でどうこうするというのは、保険とか、そういう補償の面もありますので、今現状ではちょっと直ちに何かというのは難しいのかなというのは感じているところなので、人による支援ということで連れて行くなり、以前通っていた方のところのお宅に寄って、一緒に行くように支援するとか、そういったところから始めてちょっとにぎわいを戻せればなあというのは、今、個人的にちょっと思っているところではあります。

以上です。

○池辺委員長 須藤委員。

○須藤委員 それでは、3点お願いをしたいと思います。

1件目は、67ページのところで、基金の繰入金です。介護給付費準備基金から繰り入れています。これは8期の計画の中での最終年に当たりますので、この金額というのが基金の積立て準備基金の中での順当な取崩しなのかなというふうに思うんですけども、今回のこの令和5年度の基金の繰入れが全体に与えるというところでは9期との関係性の中で評価はどういうふうに行っているのかということについて伺いたいと思います。

それから2点目が、今山本委員からもあった、83ページの0102の通所型サービスを実施するというところで、これは介護予防の観点のサービス事業ということで、地域支援事業ですから地域の市民の皆さんを活用してということになっていると思うんですけども、まず1つ目の体力アップ、こちらのほうがどういう状況なのかお示しをいただければというふうに思います。

それで、次の87ページのところの0105で、地域介護ヘルパー養成講座を開催するというところで、この養成も牛久市は、かなり以前から中学校の生徒さんがやるような授業でも、二中のほうでやっていらっしゃることもあったかなというふうに思っております。名称は変わっておりますけれども、そういう中でこの卒業生を先ほどの通所型サービスとかというような形で地域の力として、個人がこういう勉強したことをどういうふうに活用していくかという、その活用先の中での、市の中の介護予防サービス等との連携というのか、その辺がどうなのか。

取りあえずその3点お願いします。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 お答えいたします。

基金の繰入れに関してからですね、こちらの金額の繰入れに関しては、評価ということですけども、一応運営協議会でのもちろん議論を経て、今回基準額をどう設定するかというところに大きな関心がもちろんあったわけなんですけれども、今回5,000円の基準額、前回の8期から維持をさせていただきましたが、それにより、今回9期には13段階に国の標準段階を導入したということもありますので、従来でいう9段階という高所得者頭打ちだったところが、さらに細分化されたということがございます。ですので、5,000円を維持することによって、国の

1 3 段階元年を迎えるに当たっては、県内で 7 番目に低い数字を維持できているということに関して妥当だったのではないかというような評価をしてございます。

次が、通所型の体力アップの話だったんですけども、これは医療年金課のほうで、一応お答えをさせていただくので、1 個飛ばしまして、先にヘルパー養成講座のこっちですね、この話を先にさせていただければと思います。

こちらのヘルパー養成講習に関しては、長年もちろんやっているところでして、昔でいう旧 3 級ヘルパー等々の技能を習得できるという形ですので、介護の事業所で就労はできませんけれども、いわゆる身体介護外の生活援助とか、そういったものサービスの手伝いができるよということで、事業所の案内ですとか、今のお話いただいた介護予防の事業所、この案内は卒業生の方に一応していたんですけども、さきの定例会でもお話しありましたように、今年に関しては、そのマッチング機能を生かすために、活躍先として本当にニーズのあるところにも各事業所にちょっと当たりまして、どういうふうな必要性があるのか、今ちょっと同時に県の事業であるちいすけイバラキというものを同時にやっているんで、ちょっとそこら辺の兼ね合いもあるんですけども、そういった意味でマッチングを強化するべく、卒業生の行き先として、どういうニーズがあるのかというところ、連絡をすればそのニーズに引っかかりやすいというところをなるべくこちらのほうで幅を詰めて、活躍のできる場の確保を考えているところで進めています。

以上です。

○池辺委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 体力アップ教室の部分を私からお答え申し上げます。

体力アップ教室は運動機能の維持向上と自主的な運動習慣の定着を目的といたしまして、牛久愛和総合病院とつくばセントラル病院に委託という形をお願いをしております、理学療法士さんや作業療法士さんにお手伝いいただきながら、体力測定ですとか筋トレですとか、そういったことをやったりしております。実際の参加状況なんですけれども、令和 5 年度におきましては実人数で 21 名、延べ人数で 220 名ということになっておりまして、このあたり内容委託先については令和 6 年度も変わらず継続して実施していくというところでございます。

以上でございます。

○池辺委員長 大丈夫ですか。「はい」の声あり）ほかに質問ございませんか。須藤委員。

○須藤委員 それでは、続けて私から質問させていただきます。

87 ページの包括的支援事業費のところの生活支援体制整備事業というところで、これは自立支援、介護予防、重度化防止、そうしたことによる地域づくりということで、生活支援コーディネーターを配置するというようなことになっているようですけれども、牛久の状況についてお尋ねいたします。

それからあと、次の 89 ページの任意事業の中での成年後見になります成年後見制度の利用ということで扶助費が上がっているわけなんですけれども、利用者等の状況というのでは扶助費として計上されるというところでは相談ではなくというところになると思うんですけども、この件数と、どういう認知症であるとか、そういうようなことの利用者さんの状況をお尋ねいたします。

それから、次の91ページのところで、0107でおむつの給付費のところであります。任意事業として継続が認められているというところでございますけれども、これも制度がどうなるかによって、市のほうの方針というのでも決まってくるかもしれないんですけども、制度が認められない中でのいわゆる何ていうんでしょうかね、市が単独でやるとしたらこれは可能であるのかその点について。そうすると、この介護事業費とは別の枠組みの中での支出になるのか、その点について伺います。

以上3点です。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 まず、生活支援体制整備事業のお話なんですけれども、おっしゃっていただいたとおりコーディネーターをもちろん配置しまして、その地域の生活課題ですとか、問題になっていることの洗い出しと解決策なんかの議論、それをやっていただいているという事業になります。こちらの平成27年度から生活コーディネーターの研修ということで2名参加したのを皮切りに、年々拡大をしております、今ですと1層、2層という段階を分けてやっているんですけども、もう令和6年度、今年度にかけてはもうほぼ全てのところで実施のほうをやっていっているという状況です。それぞれの課題に関しては、やはり地域性がございますので、それぞれ行政区の代表の方ですとか様々代表の方が委員になっていきますので、そちらで問題になっていることの議論から、例えば岡田地区であれば移送サービスが始まったりですとか、解決策の提示等実践まで至っているというような事業でございます。

続いて、成年後見のお話で言えば、内容としてはもちろんこの地域支援事業の中の生活、ごめんなさい、成年後見の利用支援ということです。こちらに関しては実際の親族不在の場合の首長申立て、こちらの部分の話になります。申立てに関しては、やはりどなたもやる方がいらっしゃらないということなんですけれども、実際に助成の範囲ということが、どうしても申立てた後、裁判所から審判として幾らという形にもなっていますので、そういった内容のものをお支払いをしていくということになるんですけれども、一応市としては、首長申立てのみは在宅と施設入所で分けておまして、扶助の額をそれぞれ決めています。ただ、決めていると言っても最終的に決定する裁判所なので、私たちはどうしようもないんですけども、そのような形でやってございまして、中には申立て費をこちらでやらせていただいた後に、御家族や親族からお金だけは返していただくという返還金で雑入として返ってくるものもございまして、そういったような形で運営のほうをしております。

あとはおむつですね、おむつ給付金に関してですけれども、令和5年度、第8期の最後の年までは、基本的に家族介護用品の支給事業というのに当たるんですけども、これはこの任意事業として位置づけるのはふさわしくないというような国からの通達が再三、もうここ何年だろう、平成二十六年、七年ぐらいからずっとあるんですけども、その中で、条件が一定以上であればというその要件を縮小、縮小していった見直しや縮小を図ることで継続をしてきた事業になるんですね。ただ、もう今回の9期に行くに当たりましては、もうおむつ給付金の事業自体を減らすことは、これはもうできないという判断の下、残すことを前提とした財源の確保という意味で、こ

の任意事業にはもう置いておけないということが国からの通達がございましたので、これに関してはもう別の財源、いわゆる1号被保険者の保険料、これを原資とした保健福祉事業のほうに組み替えるということによってやっております。

補正で今回、ちょっと上げさせていただいている部分もありまして、事業継続に際して予算、出どころの組み替えをさせていただくということの方針でありますので、国の方針に一応沿った形で、方針は牛久市のほうでもまだ事業継続ということを考えております。

以上です。

○池辺委員長 須藤委員。

○須藤委員 ありがとうございます。

生活支援体制整備事業、これ、それぞれの牛久の場合だと日常生活圏域ごとにはできるというような形で、これはそれぞれのそういう地域ごとの設置というのができていく状況で進んでいるのかどうかということについて確認をしたいと思います。

それから成年後見のほうで首長申立てということで、これは、法人のほうで例えば社協なんかを受けるといようなことでなされているのか、それとも別な法律の下でやっているのか、この辺はそれぞれ違うのかどうかちょっとその点をお答えいただければと思います。

おむつ給付金のほうですけれども、確かに8期で終わるという中で、牛久市、一応というか、継続していただいたということで、これはありがたいというふうに思っていることだけ感想じゃなくお伝えをしておきたいと思います。

以上、2点だけお願いします。

○池辺委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 お答えいたします。

生活支援体制整備事業は、小学校圏域ごとで日常生活圏域ですけれども、こちら令和3年度には全ての圏域で設置が終わっております。ですので、今はもう3年度以降ですので、大分慣れて、皆さんのほうで活動されているというところでございます。

また、成年後見のほう、どなたがというお話ありましたけれども、こちらは専門職の方、弁護士ですとか、行政書士の方とか、そういった方、ごめんなさい社会福祉士や司法書士という専門職の方が後見人となるケースももちろんございます。社協だけではございません。

以上です。

○池辺委員長 ほかにございませんか。

なければ、令和5年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

次に、令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を問題に供します。執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。保健福祉部長。

○渡辺保健福祉部長 後期高齢者医療事業特別会計の令和5年度の決算について御説明いたします。

令和5年度後期高齢者医療事業特別会計決算額は、歳入歳出とも23億5,371万2,70

0円となっており、前年度と比較して1億6,087万9,301円の増となっております。

歳出の主なところを申し上げますと、保険給付費が9億423万6,557円と、前年度より約7,200万円の増となっております。

また、広域連合への納付金は13億9,047万3,078円と前年度より約8,600万円の増となっております。

なお、令和5年度末の被保険者数は1万4,528人で、令和4年度末と比較して909人増加しております。

後期高齢者数の今後の動向ですが、令和16年度までの後期被保険者数の推計によれば、令和9年度にピークを迎えた後、一貫して減少していくとされています。

以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○池辺委員長 執行部からの説明は終わりました。質疑のある方御発言お願いいたします。

こちらは大丈夫ですか。大丈夫ですか。

ないようですので、令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

ここで執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩といたします。

再開は16時25分とさせていただきます。

午後4時16分休憩

午後4時25分開議

○池辺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部より、令和5年度決算位置図(下水道事業計画)について配付の依頼がありましたので、これを許可し、サイドボックスのフォルダ、定例会、令和6年第3回定例会決算特別委員会、建設部提出資料位置図内に掲載しました。

認定第1号令和5年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

まず、令和5年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出決算を問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。環境経済部長。

○二野屏環境経済部長 環境経済部二野屏です。改めましてよろしくお願いいたします。

それでは、青果市場事業特別会計の令和5年度決算の概要について御説明いたします。

青果市場事業特別会計につきましては、歳入総額が1,584万円で、前年度決算額と比較しますと21万円の増額となっております。

歳出につきましては、歳出総額1,387万円で、昨年度と比較しまして50万円の増額となっております。

青果市場事業特別会計の令和5年度決算の概要については以上となります。

○池辺委員長 それでは、質疑のある方は御発言をお願いします。山本委員。

○山本委員 1件だけお願いいたします。

青果市場の運営するというので、報酬など出ております。今こちらの職員体制ですね。職種も含めて今何人でやってらっしゃるのかというところをお尋ねしたいと思います。

それから、認定資料の106ページを見ますと、取扱高が令和5年度は500トン、一番最初平成18年度から始まって半分から3分の1の取扱量となっているんですが、ここら辺のこの要因というんですかね、そこら辺をお伺いしたいと思います。

このうち、学校給食に使われているというのが、このうちどれぐらいあるのかというところ分かればお示しいただきたいと思います。

以上です。

○池辺委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 農業政策課後藤です。よろしくお願ひいたします。

青果市場の職員は5名で運営しております、全て会計年度任用職員で運営をしております。

その職種につきましては、競売、市場の施設運営に係る業務、集配業務を行う市場競売人が1名、競売の補助、市場の施設運営に係る業務集配業務を行う事務職員が4名となっております。

まず、取扱金額の半減の理由につきましては、一番大きな要因は、市内農業者の高齢化に伴う離農により出荷する農業者が大きく減少したものと考えます。

また、経営規模拡大志向の農業者は大量に生産した農産物をより高値で売れる大きな市場へのお荷や価格が安定している契約栽培にするなどしていることも要因であるものと考えております。

それから、給食の取扱量につきましては、令和5年度の市場全体の総取扱量49万9,996キログラムのうち、7万7,549キログラム、全体の15.5%が学校給食に提供されております。

以上です。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 この学校給食を取扱っているのが15%ということで、ここら辺を今後増やす考え方というんですかね、地産地消という意味では大きな役割だと思うんですが、そこら辺ができるのかどうかも含めてお尋ねしたいと思います。

それから基金のほう650万円繰り入れたことで、もうほとんど基金が残っていないんですけども、その辺はどうされていくのかというところをお伺いしたいと思います。

○池辺委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 学校給食の取扱量につきましては、これは学校教育そのものが、教育委員会が所管しておりますので、なるべく市場としましては地場産品をより多く集荷いたしまして、それを学校給食に提供できる体制をこれからも維持していきたいと考えているところでございます。

また、基金につきましては、今現在も基金残高のほうほぼ底をついている状況でございますので、今年度からほぼ一般会計の繰入金による補填といいますか、繰入金による運営になってございますので、今後もこのまま継続した運営になれば、一般会計からの繰入れによる運営はやむを得ないものと考えているところでございます。

○池辺委員長 ほかにありませんか。

なければ、令和5年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

次に、令和5年度牛久市下水道事業会計歳入歳出決算を問題に供します。執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。お待たせいたしました。建設部長。

○長谷川建設部長 建設部長谷川です。よろしくお願いたします。

令和5年度牛久市下水道事業会計につきまして、決算の概要を御説明いたします。

初めに、収入でございますが、収益的収入として16億1,269万1,827円、資本的収入として5億402万6,700円、収入総額は21億1,671万8,527円、前年度比2億7,865万3,918円の減額となっております。

主な収入を申し上げますと、下水道使用料8億8,876万8,914円、国庫補助金8,280万円、他会計からの繰入金5億587万5,000円、企業債9,730万円などございます。

次に、支出でございますが、執行済額は24億4,256万8,151円で、前年度比3億355万7,992円の減額で、執行率は87.46%でございます。

なお、年度内に事業完了ができない3億1,486万9,000円につきましては、翌年度に繰越しをさせていただいております。

主な支出について御説明いたします。下水道事業費用、収益的支出におきまして、污水管渠費として938万5,770円、污水ポンプ場費として6,855万7,750円、流域下水道維持管理負担金として3億7,808万4,000円を支出し、污水管、ポンプ場施設、流域下水道の維持管理に努めました。

資本的支出におきましては、污水管渠費として、南一丁目、南四丁目の污水管渠布設費や、流水量計の更新に3,320万9,000円を執行し、雨水管渠費として828万9,600円を支出し、企業債返還金として5億9,569万4,938円を支出いたしました。

以上が下水道事業会計の決算の概要となります。

また、冒頭、委員長より御案内がございましたが、事業箇所を示す令和5年度決算位置図をサイドボックスに掲載いたしましたので、参考にさせていただければと思います。

説明は以上でございます。

○池辺委員長 執行部より説明が終わりました。質疑のある方は御発言をお願いいたします。山本委員。

○山本委員 2点お願いたします。

129ページになります。工事の内容なんですけれども、この中で3番保存工事の概況で一番下の業務費ですね、令和5年度上町排水区ほか調整池雑草除去業務とあるんですが、これが上町排水区以外の調整池というのはどこになるのかお示しいただきたいことと、この着工年月日が令和5年10月12日で竣工が令和6年1月30日となっているんですが、実際、この業務が行われたのはいつぐらいになるのかというところをお尋ねしたいと思います。

それから全体的に下水道の耐震化についてちょっとお尋ねしたいんですけども、能登半島のああい地震もありましたので、今の牛久市の下水道の耐震化ということでは、何か計画があってそれに基づいて進められているのか、その状況、管渠、あとはポンプ場というところでどういう状況かお尋ねしたいと思います。

以上、2点です。

○池辺委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課田中です。よろしくお願いします。

まず、1点目の調整池のほうなんですけど、こちらのほうは下水道課のほうで整備を行って管理している調整池、こちらは現在2か所ございます。

1か所目としましては、田宮町地内の刈谷団地とつつじが丘団地の間にある窪地ですね。そちらのところに整備されている調整池、こちらが上町調整池というものになります。

もう1か所、こちらは牛久町地内の国道6号線沿い、某ラーメン屋の田所商店ですね、こちらの南側に整備されているものが下町調整池となっております。

実際の草刈りを行った時期なんですけど、こちらのほうは、令和5年11月20日、こちらが草刈りの始まりになりまして、令和6年1月19日に完了している状況となっております。

続きまして、下水道の耐震化ですね。こちらについて御説明いたします。

牛久市のほうでは、平成29年に牛久市下水道総合地震対策計画、こちらを策定しております。こちらのほうは重要施設である、市内の4か所のポンプ場、こちらとポンプ場からの圧送管、こちら約3.9キロメートルございますが、こちらの耐震化の計画を策定しております。

実際に翌年度、平成30年度に岡見ポンプ場からの圧送管、こちら約1.3キロメートルございますが、こちらの2ルート化、今ある管が壊れてもバックアップの機能を持たせた別ルート、こちらをつくって耐震化する計画ですが、こちらの計画を平成30年度に計画策定しまして、翌年度に実施設計、実際、令和3年度から工事が始まり、今年度工事の完了を予定しております。今後につきましては、来年度、こちらは岡見ポンプ場の建屋と土工部、こちらの耐震診断、こちらも行いまして、その結果を基に令和8年度以降は対策等があれば進めていく形になると思います。

あと、また耐震計画とは別なんですけど、一応老朽化対策の中などでも管の交換、こちらを行う際や、新しい管を埋設するときも、材料は耐震性に考慮されたものを使わせていただきまして、耐震性の確保に努めている状況となっております。

以上です。

○池辺委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございました。

その調整池なんですけれども、11月20日から1月19日ですか、その間に行われたということは、年1回ということなんですかね。結局一番草が生い茂っているのはやっぱり夏が一番こうなるので、この時期、10月の着工より前倒しにするということは不可能なんですか。そこから辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○池辺委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 お答えいたします。

令和5年度までは御指摘のとおり、草刈りについては1回で行っておりました。その際に、特に上町の調整池のほうなんです、道路の際にありまして、やはり散歩される方とか、ウォーキングされる方がいっぱいいらっしゃいます。そちらのほうから、やはり数は多くないんですが、草刈りの苦情等もございましたので、あと昨今の草の伸びる速度というんですかね、こちらのほう考慮させていただきまして、令和6年度からは、年2回の除草をすることで進めております。

一応今年度につきましては、令和6年度、7月の頭に業者さんと契約しまして、すぐにまず道の際の部分、こちらだけは先行で刈らせていただきまして、1回目の本格的な草刈りというのは、お盆明けから現在、進めている状況です。

ただ、7月の契約でも、実際、少しもうちょっと時期的に遅いかなと感じておりますので、来年度につきましてはもう少しゴールデンウィーク明けぐらいには契約して、1回目の除草ができるように整えたいと思っております。

あと、また通路の際の部分、こちらにつきましては、一部防草シートというのがあるんですが、草が生えてこないシート、一応こちらのほうを来年度試験的にちょっと部分的にやってみようという話で今進んでおります。

以上です。

○池辺委員長 ほかにございませんか。黒木委員。

○黒木委員 131ページの重要契約の要旨の中で1件1,000万円以上ということで、契約の中で、株式会社サカエというのがございます。これは市長の親がやっている会社であるのかどうかちょっと確認したいと思います。

○池辺委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 お答えいたします。

こちら株式会社サカエさんの契約年月日、こちら令和5年6月7日時点ですので、まだこのときは市長になっていないときの状況です。ただ、会社としては、市長の親族の会社となっております、当時です。すみません、今は社長とかではありません、現在は。令和5年6月7日時点では、市長に就任しておりませんので、現在はサカエの会社の社長とかはやっておられません、現在は。市長ですね。

○池辺委員長 黒木委員。

○黒木委員 取りあえず、今のところ了解いたしました。

○池辺委員長 ほかにございませんか。須藤委員。

○須藤委員 説明が分かりやすいので、決算の附属書類ということで報告書等が出されておりますので、それからちょっと伺いたいと思います。

126ページのところで、順番でいきますと、イ、ロ、ハ、ニのニのところで、ポンプ場建設改良事業ということで、各種の設備の点検調査を行うとともに修繕改築計画を含めたストックマネジメント計画を策定しておりますということで、これがどういうふうにストックマネジメント

計画を公表しているのかどうかというのがまず1点と。

それからこのストックマネジメント計画に沿って、次のページ以降での工事が建設工事、それから改良工事、保存工事、それぞれが行われているというふうに認識をしているところでございますが、そうすると、このストックマネジメント計画の中でどのくらいずつをその年度に実施していくのかというのはどういうところで判断をされるのかということがまず1点お聞きしたいと思います。

それで次に、経営指標に関する事項ということで、その一番下のところで料金水準妥当性経費回収率82.48%ということで、これが基になって、令和6年度は下水道料金の改定が行われたというふうに思っておりますが、ちなみに、改定が行われた後の経費といたしましては、どのくらいになるのか、そしてその回収率というのがどのくらい改善されるのかというようなことについて伺います。

使用料につきましては135ページの営業収益の中に8億円ということで書かれておりますが、その点についてをお示しをいただきたいと思います。

それから、131ページのところで、契約の状況というところで今質問が出ておりますけれども、この契約の方法につきましてはどういうふうに牛久市の建設工事に準拠しているとか、その辺の基準がございましたらその点をお示しをいただきたいと思います。

取りあえず3点にしておいたほうがいいですね。

○池辺委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 お答えいたします。

まず、ストックマネジメント計画、こちらにつきましては、まず、令和2年度に初めての策定をしております。そのストックマネジメント計画の中では、まず管、管渠、あとポンプ場、こちらを施工された年度を考慮しまして、まずは点検、どの順番で点検していくかというのを定めております。まずは点検を行います。点検をした結果を基に材料だったり部材の診断を行います。診断をした結果、すみません、まず点検した際に、大至急直さなくちゃいけないというものは今までございませんでした。ただ、やはり老朽が著しいもので直さなくちゃいけないもの、あとはちょっと対応して延命化させるもの、または健全なもの、その辺を区分させまして、それを基に今度は改築計画というものを策定します。その改築計画に基づきまして、各年度どこを直していくかというものを明示しまして、それに基づき実施設計、その後、改修工事という流れで進めております。

今年度につきましては刈谷団地の改築のための実施設計を行っておりまして、管、汚水管の、こちらは来年度工事をする予定となっております。

続きまして、経費の話なんですけど、おおむね大体八十二、三%でずっと水準、経費回収率でしていたと思うんですが、こちらにつきましては新しい料金体制、こちらで運営した際には、あくまでも試算上は100%以上なるようにしております。実際の経費回収率や各細かな数字につきましては、あくまでも令和6年度の事業を行って、初めて決算でお示しできるものだと思いますので、現在はちょっと数字的には分かりません。

ただし月々の使用料、こちらにつきましては、改定前につきましては、毎月大体約7,000万円ぐらい収入があったんですが、それにつきましては、現在のところ約九千百、二百万円、約30%ぐらい予定どおり収入が増えている状況となっております。

あと続いて、最後、工事の契約のほうなんですけど、こちらにつきましては市のほうの入札のものに準拠しております。4,000万円未満につきましては指名競争入札、4,000万円以上につきましては一般競争入札で行っております。

以上です。

○池辺委員長 須藤委員。

○須藤委員 そうしますと、ストックマネジメント計画のほうですけども、牛久市内の污水管渠の布設、団地の開発に従って布設されているというように思っておりますけれども、一応そういう流れをどのくらいのところでは有形固定資産になりますよね、そういうのをどういうふうに改良していくことによって資産を維持していくのかということになるかと思うんですが、一応その全污水管渠を布設された年代に合わせて、ある程度の見込みでその年数は計画がされているのかどうか、そこは再度伺いたいというふうに思います。

それから、経費の回収の件は了解をいたしました。

それで契約の方法のところでございますけれども、これは指名競争入札、その金額によって変わってくるところではありますけれども、指名競争入札とかいうところでは、地元企業のある程度の地場産業の育成とかいう観点での指名というところでは、どういう、競争性も入れながら、なおかつ地場産業の育成という観点もあるというふうに思うので、その指名の五、六者指名するんだらうというふうに思いますが、その点の考慮している点等があればそれをお伺いいたします。

○池辺委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 すみません、ストックマネジメント計画の優先順位、こちらにつきましては、基本的に、まずストックマネジメント計画をつくる時ですけども、こちらは下水道施設全てを一応計画に入れております。ポンプ場ですと4か所でポンプ室が全て56か所ございます。そのほか、管渠、こちらは延長的に約550キロメートルでございます。そちらを全部計画に入れて、基本的にはその点検の順番としましては、先ほどお話ししたように施行された年数、そこを考慮して点検を順番にしていけますが、改修の順番につきましては、点検した結果、こちらを基に、先ほどもちょっとお話ししたんですけども、緊急性あるものはなかったんですが、対策しなければいけないものがあるならば、そこを優先にやっていく流れとなっております。こちらは管渠もポンプ場も同じです。

○池辺委員長 建設部次長。

○野島建設部次長 すみません、建設部の野島でございます。よろしく申し上げます。

契約関係のほうですけども、下水道事業会計の工事であっても、基本的には一般会計で発注をしている他の工事と全く同じように、地場産業の育成もそうですし、一般競争と指名競争の分けるのもそうですし、JVにするのか単体にするのか、その辺は一般会計で出している工事と全

く同じように配慮されて、指名審査会のほうでその指名であるとか、一般競争入札の条件、どの業者が該当する、どの範囲で条件を設定するというものは決めておりますので、一般会計と全く同じというふうに考えていただければと思います。

以上です。

○池辺委員長 須藤委員。

○須藤委員 今の契約のほうですけれども、市の契約状況で言いますと、建設関係のほうはなかなか応札者がいない状況もあったりとか、厳しい状況なんですけれども、この管渠の面に関しての契約という意味ではどういう状況かを伺いたいと思います。

それからもう一つ、ちょっとうっかりあれしていたんですが、下水道なんですけれども、雨水の部分での管渠の部分というのは、これはこちらの会計では全然ないということ、管渠の布設みたいなのはここには入ってこない。入ってきますよね。そうしますと、ここにそういうものというのが結局雨水でも今、いわゆる側溝であるとか、その先ののんだ先の雨水管渠のほう、この連携等も含めてあそこのむつまじいかなでも下水道のそういうのは下水道じゃない、雨水のほうの排水の整備とかが進められているんですが、そういうのに合わせて雨水管渠のほうまでできているのかどうか。これはストックマネジメント計画のほうにも入ってくるのか、ちょっとその点を確認したいと思います。

雨水のほうのストックマネジメント計画の中で、雨水管渠の整備というのはどういう状況で入ってくるんですかということ伺いたいと思いました。

それからあと契約のほうのも伺ったというところで、雨水管は雨水管で……もう一つ。

○池辺委員長 暫時休憩いたします。

午後 4 時 5 0 分休憩

午後 4 時 5 0 分開議

○池辺委員長 引き続き会議を開きます。

建設部次長。

○野島建設部次長 すみませんでした。

雨水のほうにつきましては先ほど一般会計のほうで道路のU字溝の整備のほうでも、ちょっと私、お答えするか迷ったんですけれども、足並みはそろえるようにしています。質問の中で今あったように、U字溝だけを整備してもその流末である雨水管、こちらが整備されていないと、結局はそこで流れが阻害されてあふれてしまうという状況になりますので、ですから平成21年度から下水道の整備、雨水の部分に力を入れて、雨水対策室を立ち上げて流末から調整池の受皿である調整池、雨水幹線、またそれを上流まで整備してきたという経緯がございまして、それができて初めてU字溝等の表面をのむ施設が整備できるということですので、今後についても、流末がないところにU字溝だけ入れても何の効果も出せないの、そこは道路整備課とか下水道課というところが連携を図りながら整備をしていきます。

ストックマネジメント計画というものは、あくまで今あるもので老朽化したものを下水道施設

全体を1つの施設として捉えて、いうならば長寿命化をしていきたいと思いますというものになります。

雨水施設については、まだそこまで老朽化したものというのがないので、マンホールの鉄蓋についてはもうストックマネジメント計画で雨水の部分もいじっていますけれども、手をつけていますけれども、それ以外の管渠等については、ストックマネジメント計画の中でまだ雨水は動いていないと、ただ、下水道施設としては雨水もちろん整備をしているというような状況です。

○池辺委員長 続きましてどうぞ。ほか。いらっしゃらないのでどうぞ。

○須藤委員 じゃあ続きまして、139ページのところの資本的収支の明細ということで資本的支出のところですけども、ここに下水道課で取り扱っている方、職員どう当たっているかという人数、給与が入ってくるわけですけども、污水管とそれから雨水管渠の件で、この2つに案分されているわけですね。下水道は下水道利用料等を含めて、こういうところに充当するんだらうというふうに思いますけれども、雨水は税での雨水の整備というのは、基本的には税での整備という形になろうかというふうに思いますと、この負担金の中の他会計への負担金になるのか、一般会計のほうから、どういうふうに入れてくるかということになるんですが、職員体制として、大体雨水、污水関係でこのぐらいの職員、雨水関係でこのぐらいの職員というような形で案分されているのか仕事量に反映しているのかということ、なぜこれ聞くかといいますと、結局、雨水管渠のほうで、もう仕事をしている人の分が、下水道料金に反映したその中で負担をしているような状況だとちょっと違うのではないかなというふうに思うので、この辺の職員の配置状況の案分というのが妥当なのかどうかということ、全体を回していける人数であるのかどうか、その点をお尋ねをしたいと思います。

それからもう1点、企業債償還金ということで、これをどうしても債券を発行せざるを得ない以外ないというふうに思うんですけども、これこれまでの特別企業会計でない時代の債権があったとすると、この辺が、現在での、例えば収益がちょっと上がってきたよと、工事に回さなくてもという、繰上償還とか、そういうようなこともできるような状況になるのかどうかということ、何を債券の発行ということはある程度、何というか圧縮していくことが求められるかなというふうに思うと、例えば利率が高いような過去で言えばね、政府系の金融機関から借りているやつなんか結構高いわけですね、そういうのは金額によってですけども、返していけるようなことが、この企業会計でもできるのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

以上2点です。

○池辺委員長 ここで暫時休憩させていただきます。そうでなくてここで、また、すみません、自席で暫時休憩で、またここで再開させていただきます。

ここで保健福祉部次長兼医療年金課長より発言を求められておりますので、これを許します。医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 医療年金課宮本でございます。

先ほど、国民健康保険事業特別会計におきまして、須藤委員から頂戴しました質問にお答えできませんでしたので、この場でお答え申し上げたいと思います。

退職被保険者等の関係で歳入と歳出、それぞれお尋ねいただいたと思いますが、まず歳入で退

職被保険者等返納金につきましては、制度があった当時、退職被保険者の保険証を使って診療を受けた方であって実際にはその資格がない方がいらっしゃって、その場合には当然資格のない保険証を使って診療受けておられますので、給付を返していただかなければいけないということで歳入返納金という費目にはなっておるんですけれども、調定としてはこれだけの額がありますが実際にはちょっと返納がいただけていないという現状がありますので、収入済額はゼロ円となっているような状況でございます。

また、歳出でございます。県に退職被保険者等医療給付費分納金納めるの部分、こちらの歳出はということのお尋ねだったと思うんですけれども、こちらにつきまして、これ令和5年度の決算でございますので令和3年度に賦課した退職の方の保険税額をそのまま県に納付するというものになってございまして、いわゆる都道府県化になったときにそういう制度ができたということで、実際の納付金の額が示されまして、措置に基づいて算出するものでございます。お答えできなくて申し訳ありませんでした。

以上でございます。

○池辺委員長 質疑を継続いたします。答弁を求めます。建設部次長。

○野島建設部次長 すみません、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、雨水整備と汚水整備の人数です。案分ではなくて、人数、汚水担当、雨水担当という形で職員も割り当てています。汚水担当が2名、雨水担当が2名、これが資本的支出の中で、汚水管渠費で盛っている職員給料等が2名で、雨水管渠費の職員給料等が2名という形で、これはしっかり担当分けをしていますので、先ほどおっしゃられたとおり、雨水については、雨水公費、汚水は私費というのが大原則になりますので、この雨水の職員の給料等については一般会計から繰入れをさせていただいています。こちらは毎年総務省が示している繰入れ、繰出し基準といったらいいですかね、一般会計から下水道事業会計にこういう内容については繰り出すべきだよという基準を毎年総務省が出しています。そこにもしっかり雨水処理に係る費用、経費というものは繰り出すべきだとなっているので、こちらの職員給料についても雨水は繰出しをいただいているということが1つと、資本的収入支出等、収益的収入支出に下水道事業会計分かれます。収益的収入支出が、まず、下水道使用料等の収入を得て、今ある施設等維持管理をしていくという予算で、資本的収入支出については、将来に向けての投資というふうに簡単に言うと考えていただきたいと思います。将来に向けての投資になりますので、国庫補助金とかそういうものは起債も含めて収入としてありますけれども、基本的にはプラスになることはない予算です。

ですので、収益的収支のほうで出た、今回、未処分利益剰余金という議案も出していますけれども、収益的収支で出た利益もしくは内部に留保された資金を、資本的支出側に補填するという形になりますので、その雨水職員分については一般会計から繰り出しているもので、使用料収入がそこに当たるということはないというふうに考えていただければと思います。

あと償還ですけれども、こちらの償還も企業債償還金については、資本的支出になりますので、まず、資本的支出として収益的収支から補填はするんですけれども充てています。下水道事業特別会計の項からものというものもちろんそのとおりです。全てが下水道特別会計から公営企業

会計に移行しているので、資産についても何もかも全てが特会のものを持ってきているので、そこで余計に増えたどっかで減ったということはないです。

繰上償還という部分については、そもそも起債を何で充てるのか企業債を充てるかということ、そのとき住まわれている方ではなくて、その次の世代の方もしくはその孫世代の方も、そのとき整備した下水道施設を使うので、世代間の公平性という部分で、今いる方だけじゃなくて将来使うであろう方にも費用を一部負担していただきましょうということで企業債で借金をして整備をして、それを償還するときに、収益的収入で使用料として入ったものを財源として補填をして、世代間で負担をしていただくの公平性を持つという考えですので、あまり先に繰上げをしまつとその世代間の公平性という部分がちょっと損なわれるのかなというふうに考えています。企業債については、財政課とも調整をしながら、先ほど言ったその昔借りた高い金利のもの等については、既に借換え等をしていますので、その辺はしっかり考慮しながら、世代間の公平性というものも保ちながら、償還をしていきながらまた新たに借入れをして整備をするというふうに進めていく計画でございます。

以上です。

○池辺委員長 ほかにございませんか。大丈夫ですか。

なければ、令和5年度牛久市下水道事業会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開後、討論、採決を行います。

再開は17時20分といたします。

午後5時10分休憩

午後5時21分開議

○池辺委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、討論がありましたら御発言をお願いいたします。ございませんか。（「なし」の声あり）なければ、以上で討論を終結いたします。

これより認定第1号令和5年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

採決は挙手により行います。

認定第1号は、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手多数であります。よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 5 時 2 2 分閉会